

法律相談

Q₁

ボランティアの責任

子供会から野外実習の引率を頼まれました。
ボランティアでお手伝いのつもりだったのですが、ケガ人が出て、責任を問われています。
ボランティアでも法的責任が問われますか？

A

結論を先に言
えば、ボラン
ティア活動でも重
大な注意義務違
反があれば、法
的責任を問われる、と考えるべきで
す。先例となる判決では、500万
円余りの民事賠償責任が認められた
「津市の四葉子供会川遊び水死事
件」(判例時報1083号134頁)
があります。しかし、過失責任を問
われた刑事責任については一審の津
地裁での罰金5万円が、名古屋高等
裁判所の昭和59年2月28日判決(判
例時報1114号3頁)で逆転無罪
となりました。

不法行為が成立すれば 損害賠償責任を負う

ボランティアは善意の活動で、し
かも無償行為なのに事故の法的責任
を問われるのは常識に反する、安心
して引率も頼めない、との声があり
ます。でも、ケガをさせられた子供
や両親からすれば、プロの業者が企
画した有料の旅行会でも、子供会の
無料の野外実習でも被害を受けた点
はなんら変わりません。そもそもボ
ランティアの活動だから子供がケガ

をさせられてもよいなどとは誰も考
えないでしょう。

つまり、お手伝いの善意・無報
酬のボランティア活動であっても民
法709条の不法行為の要件が裁判
所で認められれば、損害賠償責任を
負うのです。

不法行為の成立要件は「故意・過
失」「違法性」「責任能力」「因果関係」
の四つです。ここでのポイントは過
失責任であり、過失とは「つい、う
っかり」という注意義務違反のこと
を言います。この注意義務違反が新
聞・テレビで報道される程度の社会
的非難か、それとも法的責任を問わ
れるほど重いものかどうかを、最終
的に裁判所が判断するのです。

危険を予知し、回避できたか

法的な「注意義務違反」の構造は
「予見可能性」と「回避可能性」か
ら成り立っています。例えば子供が
川で水死した事故を考えてみましょ
う。ボランティアの体育指導者は、
川で子供が溺れる可能性を事前に予
想することができず、これが法律
的には危険の予知、つまり「予見可
能性」があることです。そして、も
ちろん川に入った瞬間に子供は死亡

しません。溺れている子供を救助し、
人工呼吸や心臓マッサージなど蘇生
法を施せば助かる「回避可能性」を
もっているのです。

裁判所は決して死亡という結果
のみで、法的責任を追求しません。
あくまで、ボランティアの体育指導
者の役割を考え、子供が溺れ死ぬ過
程で危険を予知できたか、危険を回
避できたか、証拠に基づいて検討し、
法的責任を問うべき重大な注意義務
違反の有無を判断するのです。

「津市の四葉子供会川遊び水死事件」

四葉子供会の計画実施したハイキングに参加した
小学校4年生(当時9歳)が死亡した事件で、ボラ
ンティアで引率していた指導者の責任が問われた。

三重県安濃川勢野橋上流約300メートル付近川原でのハイキ
ングに、児童30名、子ども会OBの中学生6名、引率者たる指導
者ら育成会員11名が参加した。飯盒炊飯をして川遊びとなり、
児童は深みて水没して溺死した。現場付近一帯は渓谷で、流れ
が早く、川底は苔がはえており滑りやすい状態であった。



法律相談

Q2

コーチの安全配慮義務

母校である高等学校のラグビー部コーチを頼まれ引き受けています。後輩に良い経験を積ませるために高校生どうしだけでなく、力の差のある社会人チームの胸を借りる練習試合を計画したいと思います。高校生が骨折などケガをしたとき、どのような法的責任問題が起こりますか？

A

ラグビーの練習試合で頸椎骨折や死亡事故が起き、民事訴訟となった事件がいくつかあります。最高裁判所の昭和58年7月8日判決(判例タイムズ506号81頁)は、社会人チームの補充として練習試合に参加していた高校生が、タックルを受けて転倒し、死亡した事故です。福岡高裁の平成元年2月27日判決(判例時報1320号104号)では、県立高校ラグビー部と社会人チームとの練習試合でスクラムを組む際に、相手の肩に頭を強く激突させ、頸髄損傷の重傷を負いました。いずれの判例とも裁判所は被害者への損害賠償を認めました。

内在する危険を回避し安全配慮を

つまり、ラグビーはスクラムやタックルで、楕円形のボールを取り合って相手ゴールに攻め込み、人と人が強く接触する、いわば球技と格闘技の要素を合わせ持つスポーツです。このラグビーのスポーツ特性からして、選手の間には大きな体力差があることはスポーツの「内在する危険」を現実化させ、負傷事故を発生させる可能性を高くしています。もとより、高校の課外クラブ活動は、学校教育の一環として位置づけられています。体育指導委員たるコーチは、この「内在する危険」を招来させないよう「安全配慮義務」を尽くす必要があります。よく大人と子供の差といいますが、この最高裁判決は、危険回避のために高校生チームと社会人チームを対戦させるときは、両チームの技能・体力・体調などに注意し、もし格段の差があるときは監督・コーチは対戦を中止すべきである、と安全配慮義務の極限の要請まで判断しているのです。

安全配慮義務とは何か

もし、コーチに安全配慮義務違反があれば、裁判所は法的責任を追求します。ここでのチェックポイントを列挙しますと、

- ① 社会人チームとの練習試合が高校生の運動能力・技能の発達段階に応じた計画的なスポーツ指導か、否か
- ② 高等学校のクラブとして生徒の心身状況に配慮し、監督・コーチの情報連絡の体制が十分であったか、否か
- ③ 現に社会人チームとの練習試合に立ち会い、安全の観点から監視に努めていたか、否か
- ④ 事故が発生するかもしれないとの予想で、事前(グラウンドの点検等)・事後(病院の手配等緊急措置)の安全対策を立てていたか、否か

等が検討されるでしょう。



法律相談

Q3

指導時間外の事故

小学生を集めて体操のスポーツ教室を開いています。スポーツ指導を開始する前、早く来た子どもどうして遊んでいる時に1人がケガをしました。この場合指導者の責任は問われますか？

A

スポーツ指導者と小学生の保護者（法定代理人親権者父母）との間には、スポーツ指導

契約が締結されています。その内容は「スポーツ指導」ですが、判例は、その契約に付随して安全にスポーツを指導することが含まれている、つまり「安全配慮義務」があると考えます。契約書という文書に記載されていないなくても、スポーツ指導者がこの「安全配慮義務」を尽くさずに事故が発生したときは、債務不履行の損害賠償責任が問われるのです。

したがって、一般的には子どもがケガをしても、スポーツ指導者に求められている安全対策を尽くし、注意義務違反がなければ、法的責任を問われません。

密接不可分な関係は安全配慮を

次に、この相談の場合は、正規のスポーツ教室開始時間前に集合したときの事故ですから、スポーツ指導契約の範囲外であって責任はない、と判断できないかとの争点があります。

スポーツ教室の入口のキーを指導者が持ち、事故の施設管理権の下にあるならば区別が明白ですが、他の施設を借りてスポーツ教室を開いているときは、誰の管理下であったかが不明です。そのつどの具体事例によって契約の範囲内か、外かの判断が分かります。判例は、スポーツ活動と「密接不可分な関係」にあれば、スポーツ指導者の管理下にあると一



自己の管理下かどうかの手配ポイント

応の基準をたてています。教室での体操指導は集合、着替え、準備体操、主プログラム活動、整理体操、解散と一連の流れがあります。子どもがケガをした時点がたとえ開始時間前であっても、密接不可分でスポーツ指導者の管理下にあると評価されるならば、その時「安全配慮義務」を尽くしたか否かが、法的責任の有無を分けるポイントになります。

スポーツ指導契約の範囲内かどうかは、

- ① 出欠の確認をしたか？
- ② 不参加者や遅刻者の理由を確認したか？
- ③ 保護者からの連絡・伝言は確認したか？

- ④ 解散時の手続きは終了したか？
- ⑤ 帰宅経路に事故の不安はないか？

など、スポーツ指導の「開始」と「終了」時点の確認が大切です。

あくまで、自己の管理下かどうか、が区別のポイントです。

法律相談

Q4

指導者を指導する立場の責任

県の教育委員会に勤務している地方公務員です。社会体育事業の一環で夏休み学校開放の際に、PTA主催の水泳教室で小学5年の男子生徒が県下の町立A小学校プールの排水口に足を吸い込まれ死亡する事故が起きました。町や市の社会体育指導者を指導する立場として、国家賠償法の責任を負う場合があるのでしょうか？

A

昭和41年から平成7年まで死亡事故が31件も発生し、鉄蓋が外れるプール排水口の危険性は社会的な話題を集めました。現在では文部省の行政指導もあり、町は直接に小学校のプールを設置管理する責任者として、プールの排水口を格子鉄蓋や金網でボルト固定する義務を怠る「プールの通常備えるべき安全性を欠いた」瑕疵があり、国家賠償法2条1項の責任を負います。

それでは、文部省の通達を受けて町を指導・監督する立場にある県教育委員会は学校プールの安全確保を十分に果たしたと言えるのか、否かがここで問題となります。

指導する側の責任

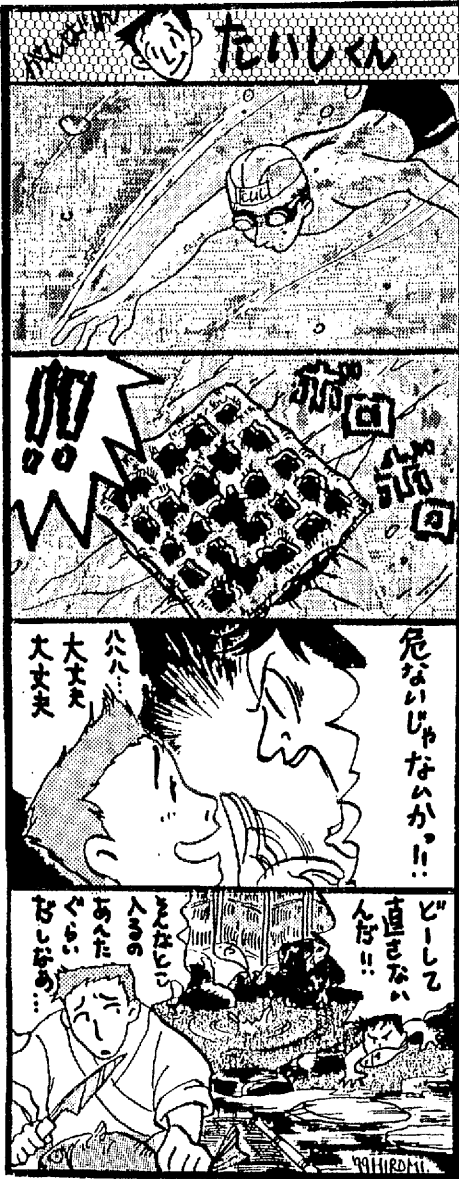
静岡地裁沼津支部平成10年9月30日判決は、本問と同種事件で、次の基準をもつて県には町に対する違反を規制する措置をしなかったことで、指導・監督権限の不行使はなく国賠法1条1項の責任はないと認定しました。

(1) 地方自治法は県教育委員会に町の教育事務の適正のため広く必要な指導・助言・援助を積極的に行うよう求めているが、違反行為の是正または改善措置義務までではないこと
(2) 県は2週間遅れながらも現実に文部省の通知・通達を町に伝達し、かつプール排水口の固定化等の指導

をしていること

車に交通事故 プールに溺死の可能性

しかし、例えば交通事故の場合を考えてみますと、死亡事故が発生し、交差点の危険性が現実化して予算がつき、尊い命の後追いで信号機や横断歩道が作られます。おなじくスポーツには危険が不可避免的にあります。特に水の中では溺死する可能性は常に予見されます。小学校プールの固定されない排水口死亡事故は、危険に対する判断力が未熟な子供が被害者です。スポーツ行政にたずさわる公務員は事前に安全対策を講じるべきでしょう。



この判例も、自由裁量権限を有する地方公務員が規制権限を行使することが可能で、かつ具体的事情のもとで根拠法規の趣旨・目的から著しく不合理となるときは法的責任を負う場合があり得ることを述べています。

法律相談

Q5

主催者側の責任



の危険は低い
(2) 過去昭和43年頃から年に2、3回の割合で実施されてきたが衝突事故はなく
(3) 被害者は控えの選手で、運動能力も高く通常の注意を払っていれば容易に避けることが可能である
としています。

県の職員対抗スポーツ大会として、サーブは1本、ネットも低くする特別ルールの下、壮年者や女性も含んだチーム編成でレクリエーションの色彩を濃くした9人制バレーボール競技会を主催しました。ところが試合中にコート外に飛び出したボールを追ったレシーバーが、観戦中の控えの選手に激突し、鼻骨折の傷害事故が起きました。ケガをした控えの選手は、観戦席との距離が3メートル以内と短くて、主催者たる県に「安全配慮義務」違反があり訴訟にする、と言っています。バレーボールの安全配慮義務の範囲について教えてください。

A

選手どうしが同一エリアで交じりあって、ボールを奪いあうラグビーやサッカーと異なり、バレーボールはネットを挟んでボールの危険性は高くはありません。しかし、バレーボールの競技特性として、用具を使わず大きなボールを素手で扱うものなので、一般的には選手がボールを追ってコートの外に出ることも多く、選手と応援者控えの選手・観客とが衝突事故を起こす危険性を内包しています。ここでコートとの距離の確保や防護ネット・観客席の分離など衝突防止のための「安全配慮義務」の内容・範囲が問題となります。

参考判例として本問と同種事例で、宮崎裁
平成4年9月28日判決(判タ8001190)

は、(財)日本バレーボール協会の制定した9人制バレーボールの統一コート基準であるサイドライン外方5メートル以上の距離での区画で、障害物のない空間確保について、この基準は法律判断の参考にはなるが直ちに「安全配慮義務」違反の有無の判断基準にならないとして、原告の3900万円の請求を棄却しました。

安全配慮義務は 状況によっての判断が必要

安全配慮義務は、立法された法律としてではなく、判例の蓄積の中で形成された判例法理です。したがって、個々の裁判事件やスポーツの具体的状況によってさまざまです。

参考判例の具体的判断として、

(1) 本件試合はレクリエーション試合で衝突

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q6

格闘技での安全配慮義務

柔道の部活動を指導している中学校顧問です。最高裁判所が柔道教師の安全配慮義務について、技能格差が明らかな対戦相手と乱取り稽古させた事件で指導者の過失を否定したと聞きました。安全配慮の法的なポイントを教えてください。

A

最高裁判所の平成9年9月4日判決（判時1619号60頁）は、広島市立中学校の柔道部員中学1年生X君が初段の2年生と乱取り稽古中に大外刈を掛けられ転倒した際、畳に頭部を強打し、脳に重度の後遺障害を負った事故です。

一番の広島地裁（平成3年10月31日）は、偶発的な事故であり過失なしと判決しました。二審の広島高裁（平成6年3月16日）は、技能格差が明らかな対戦相手と乱取り稽古させたことは柔道教師に安全配慮義務違反の過失があると判決し、判断が分かれました。結論として最高裁判所は「この事故は柔道の練習における一連の攻撃、防御の動作の過程で起きた偶発的な事故」と逆転判決をしました。

常に危険がともなう格闘技

安全配慮の法的なポイントは、まず原則は最高裁判決が指摘するように「技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在している」ので、スポーツ指導者には「内在する危険」が露呈しないよう安全配慮義務があることです。そして法的に安全配慮義務の内容は、成人・大学生・高校生・中学生・小学生・園児・幼児と年齢が下がるにつれて強く求められます。

最高裁判決は「学校教育としての柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学校の生徒に対する柔道の指導にあつては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分な配慮

うものである」と判断します。

しかし、スポーツ指導者として、柔道の技を掛けられたときに、危険を回避する「受け身」を十分指導し、生徒に身につけさせておけば、法的責任はありません。本件では、顧問教師は文部省作成の「柔道指導の手引き」に準拠して適切に受け身を教え、危険防止の注意を与えていました。それゆえに最高裁判決は、X君が事故当時「回し乱取り練習に必要な受け身を習得していた」と認定し、顧問教師が「これを確実に行う技能を有していたと判断したことに、安全面の配慮に欠けることはない」として注意義務違反を否定したのです。

最高裁判決はこの事故の重度の後遺症が残ったという結果は「誠に悲惨だが顧問教師の指導上の責任に帰することはできない」と判断し、結果責任ではなく、スポーツ事故は「予見可能性に基づく結果回避義務違反」がなければ法的責任は問われないことを明らかにしたのです。この最高裁判決は、いわば「被害者救済」に重きをおく流れから、法的責任追求による萎縮を防ごうと、スポーツの世界の「自己責任」を指摘する流れへと変化を与えた判例と言えましよう。



をし、
事故の
発生を
未然に
防止す
べき一
般的な
注意義
務を負

法律相談

Q7

免責特約での自己の責任

印刷されたスポーツクラブの会則に「クラブの利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社側に重過失のある場合を除き、会社は一切損害賠償の責任を負わない」との免責特約があります。クラブ会員がケガをしても会社は責任を負わなくてよいのですか？

A

スポーツ活動には危険（内在する危険）が伴う以上、スポーツ参加者は自らの責任で危険

を回避する注意義務があります（自己責任の原則）。成年の男女がスポーツ活動をする際は、予測される範囲の危険を引き受けて行うという競技者間における互いの信頼関係があるのです。

そして、本会則の免責特約は、一面ではスポーツ参加者の自己責任を明確化したものです。しかし、他面では、スポーツクラブを経営する会社にとって軽過失の場合は、債務不履行も不法行為もすべて免責される趣旨の特約なので、あらゆる事故・トラブルに適用されることは不合理

であり、民法90条の公序良俗違反となります。スポーツ施設会社は、入会にあたって定型契約書として印刷された会則に署名・捺印しなければクラブ入会を認めないので、優越的地位により契約当事者に一方的不利益を与えるからです。

施設の欠陥は会社側に

参考判例の東京地裁平成9年2月13日判決（判時1627号129頁）

は、プールでの水中体操に参加した女性会員が廊下の水たまりに足を滑らせ転倒しケガをした事件です。スポーツ施設所有者たる会社には民法717条により安全管理義務がありながら、施設の欠陥があったと訴えました。スポーツクラブを経営管理

する会社は会則に基づき免責の合意があると抗弁しましたが、裁判所は免責規定の適用外として332万円の損害賠償を認めました。

自己責任の明確化

免責特約は「一般・平均的な入会申込者・会員にとって予期可能で、かつ合理的に理解できる内容」にのみ有効となります。例えば、会員は自ら健康を管理して無理なスポーツ活動をしていない、常に貴重品を身につけ、脱衣するロッカー施設に多額の現金や貴重品を持ち込まない等が挙げられます。これ



に反して、酒を飲んでサウナに入り倒れることや盗難事故にあつても不注意とみなされ、スポーツ管理会社に「故意や重過失」がなければ法的責任を問えません。

法律相談

Q8

スポーツ指導者の法的位置づけ

スポーツ指導者の養成に関して、このたびスポーツ振興法第11条の実施省令として「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規定」が平成12年4月1日施行されました。体育指導委員として必要な新しい文部省令によるスポーツ指導者資格の概要を教えてください。

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

A

地域におけるスポーツ指導者は行政担当職員とボランティア活動などの民間スポーツ指導者に大きく分けられます。前者である体育指導委員はスポーツ振興法第19条に基づく非常勤の特別公務員です。社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、スポーツに熱意と能力を持つ者として市(区)町村教育委員会から委嘱(一部法改正・平成12年4月1日施行)されます。

真のスポーツ振興を目標に

質問の文部省令の施行は、民間のスポーツ指導者資格に関する養成規定です。本来公的資格制度は、例

えば教師・医師・弁護士のような法律で厳格な資格を定め、試験に合格した者が専門家として、国民に安全かつ安心できるサービスを提供する無形の品質を保証するものです。そもそも学校の体育授業と異なり、民間で楽しみとしてのスポーツを指導するのに本来公的資格はいりません。しかし、人を指導教育する立場の者が、科学的なスポーツ理論や指導法・ルール・知識等を体系的に学ばず、技量も経験も玉石混交のままでは、真のスポーツ振興になりません。そこで文部省は昭和62年告示で社会体育指導者の知識・技能審査事業を公益法人たる各スポーツ団体に付与し、公的資格制度として文部大臣認定として定めました。しかしながら、社会体育指導者は公的資格でも、あくまでも行政権の裁量の制度でした。

公的資格として地域貢献

今回、公的資格制度の見直しをする平成8年の閣議決定を踏まえ、従前の告示を廃止して、スポーツ振興法を実施する法律の授權に基づく執行命令として、前記文部省令をもって法律の明確な根拠をもつ公的認定制度になったのです。指導者の名称も「社会体育指導者」から「スポーツ指導者」と変え、スポーツ振興法の目的である「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成」(1条)をより理解しやすくするものと言えましょう。

将来ますますスポーツ指導者が社会的認知を受け、発展するには指導者を養成する各種スポーツ団体の努力とともに、老いも若きも楽しめる



生涯スポーツを提唱し、総合型スポーツクラブの拡大と、公的資格に自負と責任をもった個々のスポーツ指導者の地域社会における草の根のスポーツ活動にかかってくると思われま

法律相談



スポーツ指導中の損害

指導者が海岸で器材の準備中に潜水用高压エアボンベが爆発し、スキューバダイビング指導教室の参加者に重症を負わせました。保険会社は、海岸での取り付け作業中の破裂事故であり、保険契約の対象になるスポーツ指導に起因して生じた事故の範囲外で、スポーツ賠償責任保険約款に規定する「スポーツ指導中の損害」には該当しないと保険金の支払いを拒否しています。保険金請求はできませんか？



海・山でのスポーツ、レジャーは若者から老人まで盛んである一方、参加者のささいな不注意で事故に巻き込まれる例が少なくありません。海という自然を相手にするスキューバダイビングは危険性を内包するスポーツであり、指導者には万一にもスポーツ用具たるボンベが破裂することのないよう、安全に配慮する義務があります。

加えて事故が発生したときにそなえ賠償保険に加入しておくことは、紛争を円満に解決するためにも大切な行為です。損害保険の趣旨は「一人は万人のために、万人は一人のために」であり、一般大衆から保険料を広く、薄く集めて、大きな災害に

見舞われた人を救おうということですが、しかし、指導者の過失が本来のスポーツと無関係の原因で生じたときなど、なんにでも保険金が支払われるのはまったく不合理です。そこには保険責任の限定および明確化の要請と、保険加入者の合理的期待との調和が必要です。

東京地方裁判所における事例

東京地方裁判所の昭和62年2月1日判決(判時1261号28頁)は本件との類似事案で、ダイビングツアーのボンベ爆破事故について、保険約款のスポーツの指導に関し「スポーツ行為それ自体のほかに、これに密接して行われる必要最小限度の行為についての指導も含む」と具体的に

当該スポーツの内容やこれに伴う危険の程度に照らして、各スポーツ毎に決められる」と判断しています。そして、裁判所はスキューバダイビングについて、本来人間の生存困難な海洋という特殊な環境において、特殊な器材を使用して行われるスポーツである点で他のスポーツと異なる特色を有する。したがって、ダイビングにおいては、現場でのダイビングポイント選択以後、エントリー(潜水の開始)に至るまでの一連の行為も、少なくともダイビングに密接して行われる必要最小限度の行為に該当する、と言います。

つまり、スポーツ指導者が参加者に準備体操を指導し、ボンベ器材の装着を指示していた行為もダイビング指導に従事していたと判断でき、

ボンベの破裂はスポーツと無縁の過失と言えず、保険会社は賠償保険金を支払うべき責任がある、と認定しました。結論として保険請求はできます。



法律相談

Q₁₀

倶楽部会員の除名処分

私どものスポーツ倶楽部では、スポーツ競技を楽しむだけでなく、倶楽部員どうしの親睦もモットーとしており、秩序を乱す紛争やトラブルは規約で厳しく戒め、もし倶楽部の体面をき損したときは除名できる旨を定めてあります。会員の一人が他の会員と口論になり、暴力を振るったので除名処分にしたいと考えますが、法的に問題ありませんか？

A

集団でスポーツを楽しむクラブ組織の場合、多数のスポーツ愛好者が楽しく

クラブライフをおくるためにも、秩序を維持する最低限のルールとマナーは必要です。一部の会員がわがままに振る舞ったり、他の会員に迷惑を及ぼす行為は、見て見ぬふりをせず会員相互間で注意しあうことです。その意味で声の大きい会員やルール違反の指摘を十分に主張できる会員には厳しい規約までは不要かもしれません。

しかし、法すなわち人間生活のルールは、法を皆が一律に守ることで、例えば女性や子供など力の弱い者や自己主張を十分できない者も、安心して生活できるための方策なのです。法は弱者を守り、目に見えない権利と権利のぶつかり合いを正義の観点から合理的に調整する機能を有しています。

けんか両成敗

横浜地裁昭和63年2月24日判決
(判例時報1299号114頁)は、乗馬倶楽部の会員の暴力行為を理由

とする除名処分について判断した判例です。この乗馬倶楽部の規約では「会員で倶楽部の体面を棄損したり、会員の義務を果たさない者を、運営委員会の裁量で除名処分ができる」と定めてあります。この判例は、けんか両成敗を配慮したためか、「確かに暴力は好ましくないが、挑発する行為をとった相手も悪く、除名処分と乗馬倶楽部の親睦目的や乗馬の普及発展という事業目的との関連性が希薄で、暴力の程度・私的感情のもつれという些細な動機との合理的均衡を欠き、本件除名は無効である」と判断しました。

客観的合理性で除名処分を判断

通常、懲戒処分は、注意処分・警告処分・戒告処分・除名処分など非行の程度に応じて、段階的に厳しくなります。除名処分は、会員としての身分をはく奪するものですから、わずかなルール違反だけでなく、具体的な事情の下で除名処分相当と判断できるだけの、客観的な合理性をもつ必要があります。その意味で、乗馬倶楽部側が直ちに一番重い除名処分を選択したのは不相当とした判例の結論は納得できます。

判例

被告である横浜市の乗馬倶楽部Yにおいて、退院後間もない原告Xは預けておいた馬に乗って運動させられなかったが、他の会員が来なかったためにYの事務員に乗ってもらった。日頃から折り合いが悪かった後輩の訴外Aに、Yには事務員等を乗馬させてはならない規則があるとめられたため2人は口論となり、後日Aがこの話を蒸し返したことからXはAを殴打。この暴力行為によ

ってYから除名処分を受けたXは、Yを相手方として会員たる地位の確認を求め、①Yには事務員等を乗馬させてはならないという規則は存在しない ②私的な感情に基づく口論の末の暴力で、倶楽部の「体面を毀損し」たり「会員の義務を尽くさざる」という理由とは関連性が薄い ③①②等の理由から除名処分は不当に重すぎる処分等の判断から、横浜地裁は除名処分を無効とした。

法律相談

Q11

司法審査の対象

日本で開催された国際柔道大会の決勝戦で、外国選手の内股技を日本選手が内股すかし技で巧みに投げて、一本を取りました。ところが外国人審判がこれを見逃し、逆に日本選手を負けと判断しました。これは審判の明白なミスジャッジで、抗議にもかかわらず撤回せず、敗者と新聞で報道されて選手の名誉も棄損されました。優勝の権利を審判が侵害したのに、なぜ日本の裁判所に訴えて判断の取り消し、損害賠償をすることができないのですか？ またCAS(スポーツ仲裁裁判所)への提訴は可能でしょうか。

A

民事訴訟という裁判は、国家が社会の秩序を維持するために作った制度です。

憲法第32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われまい」と保障しています。国家は裁判所という司法機関を通じて、国家権力に基づき私人間の紛争や利害の衝突を解決します。人の名誉が棄損されれば、民法第723条に基づき、謝罪広告や損害賠償請求も認められます。

法が規制しないスポーツルール

しかし、私人間のすべての紛争を審査するのではなく、裁判所法第3条は、裁判所は紛争が「法律上の争訟」であればすべて司法審査すると定めます。「スポーツの世界に、法は介入せず」という言葉があります。その意味は、人々の自主的な楽しみみのスポーツルールの世界に、法という国家ルールがいちいち入り込むのはふさわしくないということです。したがって、学問研究的な学術上の紛争、宗教的な教義紛争やスポーツ競技における順位・優劣の紛争などは、私人間の法律上の地位に直接影響を

与えるものでなく「法律上の争訟」といえず司法審査の対象にならないのです。

裁判者に裁量権を認めた判例

東京地方裁判所の平成6年8月25日判決(判時1533号84頁)は、全日本F3000選手権自動車競技における紛争で、国際スポーツ法典にしたがい裁定された一周減算のペナルティー取消請求が司法審査の対象にならないと判断した参考判例です。

裁判所は、注意義務違反の主張に対し「一般に、スポーツ競技における競技参加者のルール違反に対する制裁は、当該競技において合意され

ている審判者にある程度の裁量権がある」と、明白に不当でない限り判定者に注意義務違反の問題はおきず、そもそも原告の主張はペナルティーの判断が順位の確認を求めるものと実質変わらず「法律上の争訟に該当せず不適法」で、「訴えの利益がなく却下を免れない」と判決しました。

CAS(スポーツ仲裁裁判所)は仲裁機関であって、裁判所ではありません。国際オリンピック委員会が傘下団体のスポーツ紛争の自主的解決方法として1983年に設立しました。仲裁は裁判ではないので、当事者の合意があれば「法律上の争訟」に限らず申し出可能で、CASはスポーツ紛争ならば裁定の対象とするので提訴できるのです。

判例

原告であるX(自動車競技に参戦した依頼者のためにPR活動することを営業とする有限会社)は平成5年8月1日、宮城県柴田郡で行われた全日本F3000選手権に自社のドライバーを出場させたところ、8周目の周回中に追越しが禁止されている黄旗表示区間で追い越しをおこなったことを理由として、競技会審査委員会から一周減算のペナルティを課せられた。Xはこの判定について国内における自動車競技を統括する被告Yに控訴したが、Yはこれを却下。そこで、Xは、①この誤ったペナルティがなければ3位となっていた②マスコミにも報道されたため名誉信用を損なった等を理由として、Yに対してペナルティの取消を求めて訴訟を起こした。

法律相談

Q12

示談の錯誤無効

体育祭のムカデ競争の練習中、市立中学校の教師の安全配慮義務違反のため女子生徒がケガをしました。市教育委員会としては、示談書を作成し、「事故の再発を防止する。双方合意で解決する。見舞金を支払う。今後この件については異議を述べない」と生徒の保護者の母親から署名・捺印をとり、見舞金20万円を渡しました。この示談が有効として、法的に解決しますか？

A

示談とは、民法第695条の規定する「和解」を通俗的に表現した言葉です。

和解とは、ある紛争について当事者間で交渉がなされ、双方（例えば加害者・被害者）が互いに譲歩して、解決方法（通常は賠償金額と支払い時期など）を決める契約のことです。したがって、いったん和解契約が締結されれば、一方に不満があっても紛争終結として法的に拘束され、覆すことができません。なぜなら当事者は、事故の内容と損害の程度を十分知って譲歩し合意しており、この点が事故発生前の「免責同意書」の無効と異なっており、事後の示談が有効と判断される理由です。

ただし、例外もあります。それは、示談成立が詐欺による取り消しや錯誤による無効の場合です。

誤認の場合、
示談は成立しない

参考判例として神戸地裁平成12年3月1日判決（判例時報1718-115）が、本問の事件で「示談の錯誤無効」を認めました。まず、判例はムカデ競争の安全指導に教師の

過失があったとし、国家賠償法1条1項の賠償責任を認めました。そして、示談書の成立を否認し、その理由として、(1)示談書の文面は異議を申し出ない事の記載のみで、市に賠償責任がない等の明示的な記載がない(2)市教育委員会の担当者は、生徒の法定代理人親権者母が見舞金であって、示談金でないことを確認して署名・捺印した事実を知っていた(3)署名後母は後遺症や賠償金の支給について市教育委員会に問い合わせた行動等から、母が書面のみで一切を解決したのでなく、見舞金支給に必要な書類と考え、別途賠償金をうけられると誤解して署名・捺印したもの、と錯誤の存在を裁判官は認定しました。

判例

Y市立中学2年の女子生徒Xが、体育祭競技のむかデ競争の練習中に転倒し傷害を受けたことにつき、指導教諭Aに過失があるとしてY市に対し国家賠償責任を求め、これに対しY市側は、Aの過失の存在と転倒と傷害の間の因果関係を争い、さらに本件はXの母親との示談により解決した旨を主張した。裁判所は①負傷の危険を伴う競技にもかかわらずAが練習初期の段階から目標タイムを設定するなど安全確保のための配慮に欠けた指導を行っていたこと ②Xの母親がY市教育委員会と交わした示談書は母親が見舞金とは別に賠償請求ができると誤認してなしたものである等を理由としてAの過失を認め、Y市への賠償請求が認容された。

示談書は最終手段である
ことを心得のうえで作成

示談書は、当事者が作成する私製証書であり、公文書たる「裁判上の和解」「即決和解」「公正証書による和解契約」と異なり、当事者の意思が必ず争点となります。示談が有効であるのは、双方の立場が平等で、内容が合理的かつ真意に基づくからです。

示談書は後日証拠となりますので、「言った言わない」「だまされた」等、問題とならないよう権利義務を明確に記載し、かつ文面を十分説明し、紛争を最終的に解決する契約であることを納得のうえで作成すべきです。

法律相談

Q13

学校教育における安全配慮義務

7年前の運動会の騎馬戦で重傷を負った高校生が、当時の県立高校教師の安全配慮義務違反で訴訟をおこしてきました。県教育庁の学校事故報告の保存期間が5年ですし、職員の退職や死亡もあり、立証に困ります。スポーツ事故の法的責任が不法行為なら消滅時効が3年ですが、安全配慮義務違反は債務不履行なので10年なのでしょうか？

A

スポーツ事故の場合、通常は過失の不法行為責任（民法709条）です。し

かし、スポーツ指導契約などの契約関係があれば安全配慮義務違反として債務不履行責任です。県立高校の在学関係は私立高校のように契約関係でなく、行政上の法律関係です。しかし、学校教育の場合は、生徒に対する生命、身体、健康に安全に配慮すべき義務ありとして、判例は信義則上の特別な社会的関係の「安全配慮義務」を認めています。ですから民事債権の時効（民法167条）である10年が適用になります。

福岡地裁の判決

参考判例の福岡地裁平成11年9月2日判決（判例時報1729号80頁）は騎馬戦で傷害を受けた事案です。この判例は、高校の運動会での騎馬戦の場合、高校の教師として練習段階での騎馬の倒壊の仕方などの指導や対戦を中止し、転倒を防止すべき安全配慮義務違反があると認めました。

不法行為が債務不履行か

県の抗弁は、県教育庁の学校事故報告の保存期間が5年なので、これを根拠に、たとえ安全配慮義務違反の場合でも、不法行為と同様に3年の消滅時効を認めるべきとのことでした。これに対して裁判所は、本件の事故は債務不履行であり、不法行為でないと認め、県の5年の保存期間とは内部規定であり、債務不履行としての安全配慮義務違反に基づく損害

賠償請求権の消滅時効を3年に短縮する根拠とならないと判決しました。逆に県側に対し「むしろ、右保存期間の延長が検討されるべきである」と本末転倒との判断がされました。したがって、学校でのスポーツ事故は私立でも公立でも安全配慮義務違反の場合は、消滅時効は10年と判断されています。



法律相談

Q14

試合中の負傷に対する 過失と安全義務違反(その1)

私は高校のホッケー部の顧問をしている者です。指導者の安全配慮義務についてお尋ねします。

ホッケーの試合で重傷を負った選手に対する受傷後の措置に指導者の過失があり、国の賠償責任が認められたケースがあると聞きました。

安全配慮の法的なポイントを教えてください。



山口地裁平成
11年8月24日判
決(判例時報1
728号68頁)

は、高体連主催の県ホッケー選手権大会で試合中に、相手高校のB選手がボールを打撃した際そのスティックが、先発メンバーとして出場した県立高校のホッケー部所属のA選手(高校2年)の右頭部こめかみを直撃し、一生介護の必要な後遺症1級の重傷を負った事故です。

スポーツに「内在する危険」
に対して、指導者が担う安
全配慮義務とは?

この事件は、安全配慮義務を考
えるのに

①A君の在学するY高校の校長・ホ
ッケー部監督・コーチなど指導教諭
の法的責任

②大会主催者たる県高体連・審判
員・競技相手校監督の法的責任

③医務係・運送係・病院など救急医
療担当の法的責任
が争点となります。

そこで、以後3回の連載で、過失
と安全配慮義務違反を考えていきま
す。

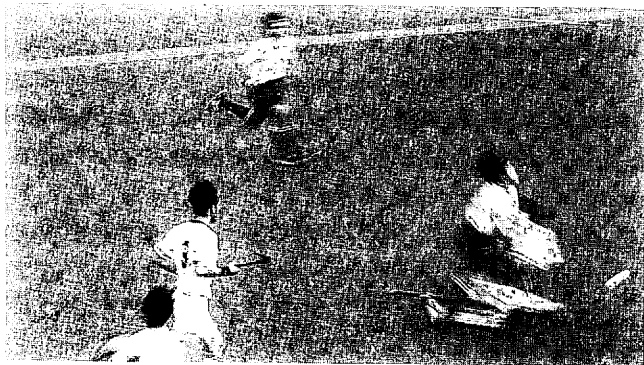
スポーツには人を傷害させる「内
在する危険」がありますが、B選手
のルールに従った行為に法的責任は
問われません。競技に参加する者は、
その危険を知り(予見可能性)、防御
するすべ(回避可能性)も体得して
います。B選手の場合は安全ルール
に違反して故意にA君を打撃したの
でなく、ボールを打ったフォロース
ルーの木製スティックが偶然、背後
からタックルしたA君の頭部に当た
ったものです。

Y高校ホッケー部の監督・コーチ
など指導教諭は、「生徒を指導監督
し、ホッケーの練習・試合の指導に
際し、事故の発生を未然に防ぎ生徒
の負傷を予防・回避し、その生命・
身体を安全を配慮すべき義務」があ
ります。

また、ホッケー部を置く高校の校
長は、学校の管理責任者として監
督・コーチなど指導教諭の生徒に対
する安全指導を是正する監督責任が
あります。これは、高体連主催の県
ホッケー選手権大会参加のような課
外のクラブ活動であっても、学校の
教育活動の一環としてなされる限り、
Y高校側に一般的な安全配慮義務が
生ずるのです。

裁判官は「タックルはホッケー競

技において、相手の攻撃を妨害する
有効な手段の一つであって、「反則
にならない範囲のタックルを練習さ
せたとしても監督・コーチがホッケー
部の指導者として適格を欠く事情
はない」、つまり「指導方法はルール
を無視した法外なものでない限り、
本質的にある程度の危険性を内在す
るホッケー競技の技量を向上させる
過程で、右指導をなすことも」ある
と学校側に過失がなく、法的責任は
ないと判断しました。



法律相談

Q¹⁵

試合中の負傷に対する 過失と安全義務違反(その2)

私は高校のホッケー部で顧問をしている者です。競技大会の主催者・審判員・相手の監督にも、試合中の事故に対して法的責任が生じますか？
大会主催者たる県高体連・審判・競技相手校監督の過失と安全配慮義務違反について教えてください。

A

本頁では6月号に引き続き
【山口地裁平成
11年8月24日判
決・判例時報1
728号68頁】を例に解説してい

たいと思います。

事件の概要は、高体連主催のY県ホッケー選手権大会で、試合中に、相手高校のB選手がボールを打撃した際、そのスティックが、先発メンバーとして出場した県立高校のホッケー部所属のA選手(高校2年)の右頭部こめかみを直撃し、一生介護の必要な後遺症1級の重傷を負った事故です。

大会関係者の安全配慮義務と過失責任

裁判で争われた点は、

- ①相手校の監督が自校選手にラフプレーを止めるような指導を怠ったか
- ②審判員が審判としての専門的技量を高めることを怠り、また試合当日の反則行為・ラフプレーを制止する義務を怠ったか
- ③高体連は、大会参加校へのルール指導・審判員への指導監督・医療体制の準備を怠ったか

の3つです。

安全配慮義務違反が問われる場合は、特に両者に契約関係がなくても構いません。一般的に、直接の契約関係になくても、当事者の一方が他方を自己の支配管理下におき、指導監督ないしそれに準ずる特別密接な社会関係があれば「安全配慮義務」を負うのです。しかし、相手校の監督は、試合の対戦相手に過ぎませんので、安全配慮義務を問う前提が欠けています。

次に、審判の責任についてですが、審判長は日本ホッケー協会の認定するA級公認審判員、2人の審判はC級審判員の資格を持ち、各種講習会を受け、各大会で審判員を務めてきたもので、十分な技能と研さんを積

んでいると判断されました。試合中の反則への警告・罰則は審判員の裁量であり、本事件の試合ではその裁量を逸脱したとは認められず、責任はありません。

また、高体連は、生徒の心身の健全な発達に寄与し、高校体育の普及振興のため、高校生徒を対象とした体育大会の開催等の事業を行う任意団体です。Y県内の91校で組織された地方公共団体は、必要な配慮と援助をなす学校体育団体なのです。したがって、検討判例の裁判官は、高体連はY県の公務員でも、履行補助者でもなく、別個の任意団体なのでY県の過失の内容とならないと判断しました。



法律相談

Q16

試合中の負傷に対する 事後措置義務

私は高校のホッケー部で顧問をしている者です。競技大会の試合中の事故で負傷者が出た場合、救急医療体制など事後措置に対して法的責任が問われることがあるのでしょうか。

救急担当者の法的責任について教えてください。



本号では8月号に引き続き【山口地裁平成11年8月24日判決・判例時報1728号68頁】を例に解説していきます。

事件の概要は、ホッケーの試合中、A選手（高校2年）の右頭部こめかみにB選手のスティックが直撃し、線状骨折・急性硬膜外血腫となり一生介護の必要な後遺症1級の重傷を負った事故です。

当初受傷したA君は、出血の切傷でないで審判の声に「大丈夫です」と答え、試合終了までプレーを続けた。

試合後こふとなった右こめかみをコーチCが氷で冷やし、ミーティングに参加したが、A君は途中で気分が悪くなり「頭が痛い」と言った。知らせを聞いた養護教諭Dは「救急車を呼ぶほどではない」と、コーチCに近くの外科病院に自家用車で運ばせた。

E外科病院は単にレントゲンを二方向から撮っただけで、頭痛、おう吐などの問診を十分せずに単なる打撲と診断。線状骨折・急性硬膜外血腫を見逃し、薬を投与しただけで入

院させずに自宅に帰らせた。コーチCは自宅まで送ったが帰宅途中A君はおう吐し、結局保護者が中央病院に入院させて後遺症の残るほどの重傷と分かったのです。

医療過誤と「事後措置義務」に対する過失

裁判官は、E医師の診療上の措置について医療過誤を認め、裁判上に和解が成立しました。またY県の公務員であった

コーチCについて、学生時代ホッケーの選手としての経歴を有し、「頭部打撲による意識障害についてまったくの素人でなく」その知識を持ち、「一時間は早く中央病院に搬送することが可能であった」「頭部に生じた損傷による被害の拡大を阻止しなければならぬ」という事後措置義務を怠った」と過失を判断し、Y県の国家賠償法1条1項に基づき損害賠償責任を認めました。つまり、

コーチCは「不幸にして事故が発生した場合、それによる被害の発生・拡大を阻止する事後措置義務を負っている」のです。



ただし、裁判官はコーチCの過失が、A君の傷害に対する直接の原因でなく、あくまでも受傷後の事後措置についてであり、しかも先行するE医師の診療上の不適切な措置が存するという点に対比し、公平の分担を考慮してA君の被った損害の二割の範囲に局限したのです。

法律相談

Q¹⁷

練習前の自由時間における過失と安全配慮義務違反(その1)

部活動開始前のグラウンド整備中に、生徒どうしがふざけ合っけがをしました。幸い大したことはなく、保健室での簡単な治療で済みましたが、もし生徒が重傷を負ったような場合、教師や学校に法的責任はあるのでしょうか?

A

Y私立高校柔道部で、練習開始前に1年生部員がそろって道場を清掃していた。雑巾がけをしていたA君(高校1年)にB君(高校2年)が、ふざけてプロレス技を掛けたところ、バランスを崩して倒れ込んだ。その結果、A君は頸髄損傷による完全四肢まひで一生涯の必要な後遺症1級の重傷を負った事故があった【横浜地裁平成13年3月13日判決・判例時報1754号117頁】。

この事件を参考に、A君の在学するY高校の法的責任に関して

①正規の練習時間外での安全配慮義務

②高校生の自主的な活動時に監督教師がいかなる注意を果たせばよいのか

について安全配慮義務のチェックポイントを2回に分けて検討してみよう。

正規の練習時間外での安全配慮義務

柔道部の活動は、正規の稽古が開始されれば教育活動の一環として認められ、生徒を指導監督すべき校長

や顧問教師に安全配慮義務があることは当然です。

しかし、高校生の自主的活動は伸び伸びと健全に発展させるよう配慮するのが教育上望ましいとも言えます。過度に干渉すべきでない練習開始前の自由時間に、プロレスごっこ遊びで事故が生じて、校長や顧問教師は指揮監督命令できる地位になく、立ち会いをしなかった教師に法的責任はあるのでしょうか?

結果的に言えば、偶発的に発生した遊技行為であったとしても違法性は免れません。問題はどの範囲を法的責任として区切るかです。

参考判例は練習の準備段階について、「柔道部に所属する部員が、畳、マット等により、格技修得のため設備が整っている本件部室に集合し、格技の練習を行うのであるから、指定された練習時間前後の時間帯に、慣行として顧問の教諭の指示により行われることになっている本件部室及び格技修得のための設備の清掃等の行為もここにいう部活動に含まれる」と判決しました。

過去の判例は、正規の練習時間外であっても、準備運動や後片づけの段階を「法的に練習時間と密接不可分の関係にある」として、正規時間

とは別だが、法的には同様に扱い、監督・コーチなど、スポーツ指導者は安全配慮義務を尽くすべきと判断してきました。

この事件では、練習開始前に1年生部員が掃除をすることは柔道部の長年の慣行であった、それゆえに部活動の一部に該当すると明確に認められました。

皆さんが経験するように、事故は正規の練習時間よりも開始前・終了後の時間に気がゆるみ、ねんざなどのけがが起こりやすいものです。その点を配慮して安全を確保するプログラムを組みましょう。



法律相談

Q18

練習前の自由時間における過失と安全配慮義務違反(その2)

部活動開始前のグラウンド整備中に、生徒どうしがふざけ合ってけがをしました。幸い大したことはなく、保健室での簡単な治療で済みましたが、もし生徒が重傷を負ったような場合、教師や学校に法的責任はあるのでしょうか?



高校生の自主的な活動時間帯に監督やコーチなどのスポーツ指導者がいかな

る注意を果たせばよいのか、過失と安全配慮義務のチェックポイントについて、前回の検討判例【横浜地裁平成13年3月13日判決・判例時報1754号117頁】を解説します。

私立高校の法的責任

高校生は自主練習をさせても、小・中学生よりスポーツの危険についても理解能力は高く、自ら注意するものです。しかし、大学生・成人と比較すれば精神的に未熟であることはスポーツ指導者には当然分かります。とくに柔道部員は格闘技好きの高校生ですから、プロレスなど危険な技をシゴキや悪ふざけて掛け合うことは通常予想されます。

私立高校の法的責任がないとの反論主旨は、生徒どうしが自由時間にプロレスごっこのふざけ合いをして事故が生じた場合まで学校が責任を負担すべき合理的理由はない、ということです。

しかし、参考判例は、次のとおり学校に損害賠償責任を認めました。



「プロレスの技を掛け合うことが、本件事故が発生する前年の2学期ころから、複数の柔道部員によって練習時間の前後に行われ、本件事故当時もほぼ毎日のように行われていたのであるから、このような柔道部における部活動の状態は柔道部員の心身に影響する何らかの事故発生危険性を具体的に予見することが可能な場合に当たり」、したがって私立学校および顧問教師は「本件事故の発生を未然に防止するために監視、指導を強化する等適切な措置を講じるべき義務があった」と判決しました。つまり判決では、顧問教師は、以

前からの危険な遊びが行われていた実態を認識可能であったにもかかわらず、把握していなかった点に過失があったと指摘しているのです。そしてその危険を回避するために、プロレス技を禁止し、見回りを強化する等の対策を講じず放置しておいた点に注意義務違反があり、安全保護義務違反として法的責任を認定したのである。

スポーツ指導者としては、自ら指揮命令できる状況になくても、常日ごろ生徒の活動情報を把握しておくことが大切になります。

法律相談

Q19

スノーボード激突事故とスクール 受講生・教師の過失相殺(その1)

以前、スキー場でスノーボードをしていたときのことです。友人が転倒し起き上がろうとした瞬間、スノーボードをしていた男性が、上からジャンプして降りてきた際友人にぶつかりました。友人は、足を骨折する重傷を負いました。男性にどのような法的責任はあるのでしょうか？

A

平成8年4月、
S温泉スキー場の
ゲレンデで、
スノーボードス
クール講習中に、

転倒して立ち上がろうとするXさん
(原告・28歳女性)に、2メートル
の段差を越えてジャンプし、スノー
ボードを360度回転させて着地し
ようとしたY君(被告・大学3年男
性)が後方から激突し、Xさんに右
大腿骨複雑骨折の重傷を負わせま
した。名古屋地裁平成13年7月27日判
決(判例時報1767-1104)。

この事件を参考に、①スポーツの
正当行為とルール・マナー違反 ②
スノーボードの安全確認義務違反
③スノーボードスクール教師の安全
配慮義務 ④民間営利企業たるスク
ール会社と受講生の過失相殺などの
論点について2回に分けて検討しま
しょう。

スポーツの正当行為と ルール・マナー違反

裁判で被告側は、被告Yはスノー
ボーダーとして多くの利用者が自由
に滑走しているゲレンデで、ルール・
マナーに従い社会的に許容される態
様でジャンプしたもので、その結果
他人に傷害を負わせる事故が発生し

ても、スポーツやレクリエーション
の正当行為でない正当業務行為とし
て違法性がない、と主張しました。
この「正当行為による違法性阻却
の抗弁」について、確かにスポーツ
の一般論としては違法性が阻却され
る場合もありますが、この事件では
否定されました。名古屋地裁は「ス
ノーボーダーとしての安全確認義務
および衝突回避義務を怠った過失に
より、本件事故を起こしたと認めら
れる」と判断しました。

スノーボーダーの 安全確認義務違反

裁判官はスキー事故での最高裁判
所判例平成7年3月10日第二小法廷
判決(判例時報1526-99)に従
い、事故現場はジャンプの専用コー
スではなく、上方から2メートルの
段差を利用して下方のコースにジャ
ンプする場合であり、当日はゲレン
デ上の人も多く、被告Yは「自己
の着地点周辺に人がいないか安全
確認を十分に尽くし、自己のジャン
プにより他者に衝突して損害を負わ
せないように配慮すべき注意義務を
負う」とスノーボーダーの安全確認
義務違反を認めました。



法律相談

Q20

スノーボード激突事故と受講生・ スクール主催会社側の過失相殺 (その2)

以前、民間企業のスノーボードスクールで講習を受けた者です。そこで、友人が他のスクール講習生とぶつかり負傷しました。この場合、スクール教師に法的責任が問われることがあるのでしょうか？

スクール教師の法的責任について教えてください。

A

本号では4月号に引き続き(名古屋地裁平成13年7月27日判決・判例時報1767-1104)を例に解説していきます。

スクール会社と受講生の過失相殺

受講生Xさんを指導していた教師(Zコーチ)は受講生8名を指導していました。Zコーチは営利目的でスノーボードスクールを経営する会社に雇用されていました。民間会社にはS温泉スキー場で継続的にスノーボードスクールを主催して、受講生を指導していた専門業者なのでZコーチの使用責任として安全配慮義務があるのです。

当然のことながら、スノーボードスクール受講生Xさんに対し、2メートルの段差を越えてジャンプしてくるスノーボーダーから衝突されるのを防止する安全配慮義務が、主催会社やZコーチにあります。本事件では、民間会社は、ジャンプの着地点から離れるよう指示したり、Zコーチに補助者をつけるなり、また講習している位置を他のスノーボーダーに明示するなど衝突防止のため

の特段の措置を講じていなかったのです。

スノーボードスクールおよび教師の安全配慮義務

過失相殺は、被害者にも損害の発生や拡大に過失がある場合、民法722条2項に基づき損害額を公平に負担するために裁判所が過失割合を斟酌し、減額する制度です。この事件ではXさん側の過失を35%と算定し、損害額を大幅に減額しました。まず、Xさんの過失の内容は、Zコ



ーチの指導のもと、この段差をスノーボードでジャンプし、着地に失敗して転倒したのですから、Xさんは立ち上がった後、続いてジャンプして来るであろう者を予想し、段差から遠ざかるなど注意を払う必要があった、という点です。さらに名古屋地裁は、スクール会社の前記安全配慮義務違反も被告Y君との関係では被害者側の過失として合算して評価し35%と判断したのです。本件事件は名古屋高等裁判所に控訴されましたので、今後の判決が待たれます。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q₂₁

水泳指導とノーパニック症候群の危険性 (その1)

現在、大学に通っている者です。今年の夏休みに、水泳指導のアルバイトをしようと思います。そこで、水泳事故において、危険性が高いと言われている「ノーパニック症候群」とは何でしょうか？ また、水泳指導において、どのような安全配慮を行えばいいのか詳しく教えてください。

A

平成8年9月、25mプールで水泳授業中、A子さん(高校1年)が潜水で42m程

度進んだ地点で溺水しました。コースにうつ伏せのまま心停止・意識不明で浮かんでいるA子さんを発見した体育教師は救助の上、直ちに気道確保・人工呼吸をして救急車で病院に搬送しました。しかし、A子さんは病院の救急治療で一時は蘇生しましたが、1週間後に死亡しました。(大阪地裁平成13年3月26日判決…判例時報1769-82)

この事件を参考に、①潜水事故におけるノーパニック症候群 ②スポーツ指導者の監視体制 ③湿性溺死と乾性溺死の危険の違いなど安全配慮義務について、2回に分けて検討しましょう。

潜水事故の危険

スポーツにおける「内在する危険」を考えると、水泳種目は人の死に結びつきます。特に潜水は水中を長く進もうと無理に息を我慢したり、過度に空気を取り入れようとしがちです。

参考判例は潜水事故の危険性について、「血液中の酸素濃度が低下す

ることによって、意識が喪失し、意識喪失において生じる呼吸の反射によって、おのずと気管内に水を吸引し、溺水に至る危険性、殊に、息こらえの前に過換気をするることによって、血液中の二酸化炭素濃度が低下し、呼吸飢餓感のないまま血液の中の酸素濃度が低下して意識が喪失し、もがくこともないまま溺水に至る危険性(ノーパニック症候群)」があり、「水泳は、危険を伴う競技だが、中でも潜水は、特に危険度の高い種目であると言える」とノーパニック症候群の危険を指摘します。

水泳指導の監視体制

潜水は、平泳ぎの水のキャッチ感



覚やスタートやターンなど、水中感覚を獲得させるのに有効です。しかし、潜水の危険を回避するために、スポーツ指導者は、①潜水距離を制限して潜水技術を段階的に指導することはもとより、潜水自体の危険性を生徒に周知徹底させる ②生徒自らが危険を回避するため無理な息こらえをせずに、苦しくなったら立ち上がって潜水を中止する安全教育 ③潜水する者と監視する者とのマンツーマン体制の確保 ④集団指導の際は、潜水用コースを限定し、全員が顔を出してから次の者をスタートさせる、など安全面に配慮した工夫が必要です。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q22

水泳指導とノーパニック症候群の危険性(その2)

地元で水泳の指導をしている者です。先日、生徒の1人が泳いでいる最中、足がつりおぼれかけました。幸い水深も浅く、大事には至りませんでした。もし、命にかかわる事故が起こった場合、指導者に過失の責任はあるのでしょうか？ ある場合、どのような罰則が科せられるのでしょうか？

A

本号では8月号に引き続き（大阪地裁平成13年3月26日判決・判例時報1769-82）を例に解説していきます。

水泳指導者の安全配慮義務

スポーツ指導者は各種泳法だけでなく、生徒に水泳を安全に指導する義務があり、過失とは結果責任と異なり、注意義務違反があるから法的責任を問われるのです。また、注意義務違反と判断される場合、スポーツ指導者に「予見可能性」と「回避可能性」があることが前提です。一般的に危険性の高い水泳の中でも、潜水は特に溺水事故が発生しやすく、海や川の危険な自然環境だけでなく、安全に作られた人工的なプールでも起きます。その意味では死亡という結果発生の「予見可能性」があります。そして典型的な溺水事故では、おぼれる者は多量の水を飲み、浮上しようとバタバタと苦しみもがき、パニック状態にあるものです。救助者による発見も容易で「回避可能性」があるのです。

参考判例の場合、体育教師は授業が終了し、生徒がプールから上がり、

プールの見通しが良くなったときに初めてA子さんの異常に気づきました。つまり、おぼれる合図のパニック状態がなかったため、発見が遅れたのです。この場合、体育教師の注意義務違反がどこにあるといえるのでしょうか？

湿性溺死と乾性溺死

参考判例は、溺水に至るプロセスの違いにより、「湿性溺死（wet drowning）」と「乾性溺死（dry drowning）」



「湿」の2種類に分かれ、湿性溺死はパニック状態のある典型的なパターンで、乾性溺死は「呼吸困難期が比較的短いため、体内に水を吸い込む量が少なく、呼吸困難期に特有の『もがき』がみられることも少ない。呼吸停止、循環器停止に至るまでの所要時間は、7ないし8分である。溺水中の10ないし20%がこれである」と指摘します。参考判例の鑑定した医師は、A子さんの死亡原因について「いわゆる潜水前の過換気によるノーパニック症候群による意識喪失の可能性も含め、乾性溺死であった」と特定しました。

裁判官は、参考判例の事故における体育教師の監視体制について、マンツーマン体制やコース限定体制もとらず、グループ内で泳いでいれば異変にほかの生徒が気づくという相互監視体制を採っていたとしても、「潜水の危険性を生徒のみならず教諭すら十分に認識しないまま授業を実施しており、極めてずさんで、生徒に対する安全注意義務に違反していた」と判断しました。

法律相談

Q23

雪上散策ツアーの雪崩事故と ツアーガイドの刑事責任 (その1)

今年の冬、スキーインストラクターとしてスキーツアーに参加することになりました。参加者の安全を第一に考えて慎重に行動しますが万が一、雪崩などの予測不可能な事故が起きた場合、私たちガイドに過失・刑事責任はあるのでしょうか？ 過去の判例がありましたら、ぜひ教えてください。

A

ニセコアンヌ
プリ山(北海道
南東斜面で、平
成10年1月、ス
ノーシューを履

いて有料の雪上散策ツアーに参加したXさんと友人(当時24歳・女性)はガイドのYら2名(被告人両名)に引率され、積雪の沢筋に休憩中、上部から流下してきた面発生乾雪表層雪崩(乾いた雪の積もった斜面が、かなり広い範囲にわたりいつせいに動きだし、滑り面が積雪内部にある雪崩)に巻き込まれ遭難しました。2人は救助されましたが、Xさんは全身打撲の傷害、友人は急性心不全で死亡しました(札幌地裁小樽支部平成12年3月21日判決・判例時報1727-1172)。

この事件を参考に、①自然スポーツにおける業務上過失致死傷事件②ツアーガイドの安全確保義務の内容③雪上散策ツアーの危険の予見可能性④民間営利会社の社員たるツアーガイドへの刑事責任などの論点について、2回に分けて検討しましょう。

自然スポーツと刑事責任

自然の猛威は、人間の予想を超えて襲いかかります。雪上散策ツアー

は、ゲレンデを離れて雪山に入るスポーツなので雪崩、転落事故の可能性が常にあるのです。他方、Yら(被告人両名)ツアーガイドには法的な規制や資格はありません。民間営利企業の企画ツアーに料金を支払ったXさんら参加者は、専門ガイドに引率され、安心して自然スポーツを楽しむことができます。しかし、参加者に雪崩による遭難死亡事故が発生したとき、Yら2名に法的責任問題が生じます。

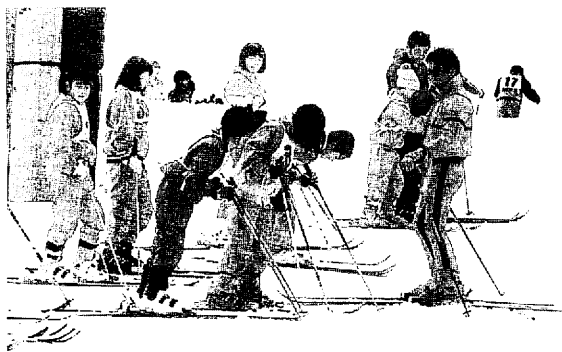
本裁判官は、「被告人らのガイドとしての職務は、いったん判断を誤れば、その性質上、雪崩に巻き込まれ

るなどして参加者の生命身体に対する危険が生ずる可能性があり」ガイドの職務は刑法211条前段にいう業務に当たるとは明白であり、「被告人両名は、ツアー参加者を、ツアーに伴い予想される危険から保護すべき万全の備えをし、その生命身体に対する侵害を生じさせる事態を招かないよう細心の注意を払わなければならないのは当然である」と判断しました。

過失の認定

過失はついウツカリの心理ですが、安全確保義務違反として法的責任を問われる場合には、事故に関する危険の「予見可能性」がなければなりません。

この事件は、最も危険な面発生乾雪表層雪崩の予見可能性が争われました。Yら(被告人両名)の弁護人は、「雪崩は自然現象で発生メカニズムなどは学問的にも解明され尽くされておらず、具体的状況下で雪崩発生を予見することは不可能である。仮に予想されても大規模な雪崩で休憩地点まで到達するとは、到底予見できない」と無罪主張をしました。しかし、判決はYら(被告人両名)を禁錮8月執行猶予3年の有罪にしました。その具体的判断は2月号で解説します。



法律相談

Q24

雪上散策ツアーの雪崩事故と ツアーガイドの刑事責任 (その2)

数年前、雪上散策ツアーのインストラクターとして山に登ったとき、急に天候が変わり参加者たちを安全な場所へ避難させました。幸い雪崩等の事故は起きませんでした。もし事故が起きて、私たちに過失責任があった場合、どのような罰則が科せられますか？ 具体的に教えてください。

A

本号では12月号に引き続き
(札幌地裁小樽支部平成12年3月21日判決・判例時報1727-172)を例に解説したいと思います。

雪崩事故の予見可能性

Yら(被告人両名)は、当時ニセコアンヌプリ山付近に大量の降雪があり、事故発生地点が通称「春の滝」の下部の沢筋に当たり、過去平成2年にも雪崩事故のあった「雪崩危険区域」で、樹木がほとんどない地点にXさんらを休憩させる過失があった、という判決が出ました。ツアーガイドとして参加者を引率する際に「雪崩発生の危険がある区域への立ち入りを避けることはもちろん、発生した雪崩の通過地点となるような樹木のまばらな沢筋を避けて、雪崩による遭難事故の恐れのない樹木の密生した小高い林等を行程として選定するなど、協同で雪崩による遭難事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り」と裁判官は認定したのです。

突発的な自然現象ゆえの事故で相当因果関係なし、との弁護人の無罪主張に対して「雪崩自体は自然現象

であるとしても、被告人両名が雪崩の発生およびそれによる遭難を予見し、遭難事故発生を避けるため安全な行程を選定すれば本件遭難事故は発生しなかった」と因果関係を認めました。また判決は、Yら(被告人両名)は「春の滝」上部で破断面が走り雪崩が発生したのを目撃すると、直ちにXさんと友人に逃げるように叫び、自分たちも素早く避難行動を取っているとの事実関係から、休憩している地点まで雪崩が流下する恐れを瞬時に感じ取り遭難を認識し、予見可能性は明白だと判断しています。

執行猶予の結論

スポーツ事故は、故意犯ではないため刑事裁判となったとき、執行猶

予が言い渡される場合が多いのです。この遭難事故は、Yら(被告人両名)が勤務先の企画するスノーシューによる雪上散策有料ツアーのガイドとして、Xさんと友人(女性・当時24歳)を引率しながら雪崩危険地帯を行程に選定し、雪崩の通過地点地になる沢筋を休憩場所とした業務上過失による傷害と死亡を引き起こした事件です。

救助されるまで雪中に閉じこめられたXさんの多大な苦痛、さらに24歳という若さで死亡した友人の無念な思い、遺族の悲しみを配慮しつつ、結論として野外スポーツ事件という要素も配慮して、刑事罰は禁錮8か月でしたが、3年の執行猶予となりました。



法律相談

弁 護 士
日本スポーツ法学会理事

Q 25

ボランティア活動と交通事故

当クラブでは、交通事故のことを考え、子どもたちの自転車での来所は禁止していますが（文書で親にもその旨を通知）、先日、時間に遅れそうになった子が自転車で来て、車と接触事故を起こしてしまいました。このような事故の場合、クラブの経営者・指導者は事故責任が問われるのでしょうか？



本号では、交通事故によるクラブ経営者の責任について詳しく解説します。

交通事故と3つの法的責任

本問のような自転車との接触で自動車事故が生じたときの法的責任は、原則として自動車運転者が負います。運転者に課せられる事故責任は、刑事責任・民事責任・行政上の責任という3つの角度から法的責任が問われます。

(1) 刑事責任は、刑法211条の業務上過失致死傷害罪に問われ、懲役・禁錮・罰金刑が処せられる。多くは道路交通法違反の罪も併合罪として重罰として処断される。

(2) 民事責任は、損害賠償の責任で、治療費・慰謝料・逸失利益など生じた被害を金銭で賠償することになる。通常は、自動車運転手は民法709条の故意・過失責任である不法行為責任が問われる。

もちろん自ら運転しなくても運転手を雇用するものは、民法715条の使用人責任を問われ、さらに人身事故の場合、自動車を保有する運転手は、運行供用者として自動車損害賠償保障法第3条の責任を問われる。

(3) 行政上の責任は、道路交通法違反として自動車運転手が、免許取消や停止など公安委員会の行政処分の対象となる。

安全配慮義務と指導責任

自転車は、免許もいらず大人でも子どもでも自由に乗れますが、

道路交通法の定義によれば、「車両（軽車両）」に含まれます。したがって、道路交通法の規制が及びます。確かに交通事故は、運転手のみだけの責任とはいえない被害者側の交通規則違反が原因の場合もあります。しかし、交通事故の第一義的な法的責任は自動車運転者が負うもので、クラブの経営者・指導者には、原則として子どもたちの自転車と自動車の接触事

故の法的責任を負うことはありません。なぜなら本問の場合、父母に文書で自転車による来所を禁止するなど「安全配慮義務」を尽くしているからです。

クラブの経営者・指導者が過失責任が問われる場合があるとすれば、何回も度重なる子どももの自転車接触事故が発生しているにもかかわらず安全対策をとらなかったなど、例外的な事例に限られます。

お知らせ

本連載は、今号から毎月お送りすることになりました。そこで、日ごろ皆様が活動されている上で疑問に感じていること、法律にかかわることで相談してみたいこと等々、質問を大募集します。菅原先生があなたの悩みをズバツと解決します。お問い合わせ先は左記の通りです。ご応募お待ちしております！

TEL 03-3811-6911
FAX 03-3811-6290
E-mail: minaspo@nifty.com

法律相談

Q²⁶

クラブハウスと 使用貸借契約

クラブ会員から、使用されていない店舗の一部を無償で借り改築して、クラブハウスとして使用していたところ、持ち主が突然いなくなり、返却を迫られて困っています。口約束のため使用期限などを明記したものがありません。こうしたことを防ぐためには、どのような手続きをとっておけば良いのでしょうか。

A

使用貸借契約について

本号では、貸借契約時の手続き、トラブル回避について詳しく解説します。

建物を借りるときの契約には、賃貸借（民法601条）と使用貸借（民法593条）があります。賃貸借は家賃を払う約束をする有償・双務契約で、使用貸借は無償・片務契約です。使用貸借は貸主Aが借主Bに対し、対価なしに目的物を引き渡し、Bが無料で継続して使用・収益した後にAに返還する要物契約です。

今回のように、クラブ会員Aが所有する店舗の一部をクラブハウスとして賃料を取らずに、クラブ代表者Bに貸す場合が該当します。使用貸借は、友人や親族など厚意・恩恵に基づく貸主と借主の特別な人間関係があるので無償であり、背後の人的関係が切れると法律的にトラブルとなりますが、

紛争原因となる多くは、不動産の場合です。

期限と目的の必要性

民法597条3項は、貸主Aは借主Bに対し、期限も目的も定めていないとき、いつでも返還できます。また民法599条は借主Bが死亡したときは使用貸借が終了すると定めます。

本問の場合、元の貸主たるクラブ会員である店舗持主（貸主A）でなく、第三者Cさんからの返還要求です。貸主Aの行方不明の理由が転売なのか、ほかに理由があるのか、クラブ側（借主B）で調査すべきです。特に「期限と目的」の具体的内容が口約束をした貸主Aが突然いなくなったため、契約書もなく立証できません。建物登記簿謄本を見れば、過去および現在の所有者が記載されています。AからCへ建物転売の結果、新所有者Cから借主Bが返還を求められているなら、使用貸借は所有権に対抗できませんので、Cに

明け渡さざるを得ません。

契約書の重要性

トラブルを防ぐ基本は「説得と立証」です。裁判では、自己の言いがどんなに正しくても、過去の具体的な事実を立証できなければ敗訴します。使用貸借の場合でも、突然の明け渡しでは困ります。特に本問では費用をかけてクラブハウスとして改築しています。借主Bとしては使用貸借の目的が終了していないことを根拠に、具体的な事情や当事者の動機などを立証できれば、新所有者Cの明け渡しを権利濫用として許されない場合もあります。貸主が変更されても、使用目的が終了するまで、期間を定めて無償使用できるように約束したり、明け渡し時には費用の一部を返還できるなど契約書を作りましょう。

いずれにせよ、親しい人間関係でも契約書という書面による証拠を最初に作っておくことが、紛争防止の第一歩です。

法律相談

Q²⁷

自主練習と指導者の責任

少年野球クラブのコーチをしている者です。先日、県大会をひかえ、1人の選手が自主練習をしていたところ、不注意から手の骨折事故を起こしてしまいました（自主練習の指示はしていました）。このような場合、指導者の法的責任はあるのでしょうか？



本号では、スポーツ指導者の指導責任に基づいて法律について解説します。

スポーツ指導契約と 債務不履行責任

スポーツ指導を受けるため、少年野球クラブに入会した少年とスポーツクラブおよびスポーツ指導者との間にはスポーツ指導契約が生じます。契約の当事者の少年は未成年ですから、民法第4条に従い、法定代理人親権者父母の同意を得て、契約関係に入ります。他方、当事者たるスポーツクラブの法主体はさまざまでしょう。同好会・町内会などスポーツボランティアの任意団体、NPO法人・中間法人・財団法人・社団法人などの営利を直接の目的にしない公の団体のスポーツクラブ組織や株式会社・有限会社など営利を直接の目的とする民間のスポーツクラブ組織があります。またスポーツ指導



者の地位もさまざまで、例えば知り合いから頼まれた小・中学校の体育教師のボランティア活動、スポーツクラブを個人で経営する自営業者、大きなジムに正社員として雇用されたスポーツ指導者やパート・アルバイトの指導者です。少年野球の場合、スポーツ指導契約は、有償あるいは無償で野球の指導を目的とする準委任あるいは請負の場合が多いでしょう。契約内容は、当事者が自由に定められますが、一般的な基本条項は、「スポーツ指導者が、会員の少年に野球というスポーツの指導をな

す、およびこれに関連・付随する内容の指導・助言を行い、会員の少年はその指導に従う」という権利義務関係です。大切なことは、スポーツ指導者には契約の当然の義務として少年に対し安全にスポーツ指導をするという「安全配慮義務」が存在することです。契約の形式は、通常、契約書という文書に署名捺印しますが、父母からコーチとして県大会まで指導を頼まれるという口頭の合意でも有効です。

本問の自主練習中の骨折事故の場合、指導者が少年に自主練習を指示していたので、その指示内容がスポーツ指導契約に違反する債務不履行に該当するかどうかで、法的責任の有無が決まります。少年が小学校低学年のような場合は、危険を予知して回避する能力が低いのですから、特に安全に十分配慮する指導が必要で、自主練習の方法や内容も具体的かつ適確でなければ、事故が発生した場合、指導者には債務不履行責任として損害賠償責任を負うことになります。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q²⁸

水泳教室での指導者責任

今年の夏、地元の市営プールを利用して初めて水泳教室を開催します。開催に当たって事故防止のため、あらゆる対策を練っていますが、法律的なことは難しくてわかりません。そこで、安全配慮義務など指導者の責任は、どこまで法的に求められるのでしょうか？具体的に教えてください。

A

本号では、水泳事故防止策と指導者責任に関する法律について、解説します。

水泳事故は危険予見が可能

水泳は、初心者・マスターズクラスの生徒でも、溺死や心臓停止による突然死など生命と直接かわる危険度の高いスポーツです。したがって、有料・無料にかかわらず水泳教室を開催する場合、ほかのスポーツ以上に安全配慮義務を尽くさなければ、民事・刑事の法的責任を負うことになります。過失責任は注意義務違反です。水の事故は、生命の危険にかかわることを誰でも知っています（危険の予見可能性）し、たとえ溺れても、人工呼吸や救命行為で助けることが可能（結果回避可能性）です。

水泳事故防止対策

事故防止のポイントとしては、

ハード・ソフト・ヒューマンへの気配りが大切になります。

(1) 生徒の能力に応じたプログラムを組み、ウォーミングアップ（準備運動）からクーリングダウン（整理運動）への組織された安全対策が必要です。つまり「始めと終わり」のけじめをはっきりさせて、指導者の法的責任の範囲を明確にします。

(2) 施設・用具などの安全点検です。安全チェックリストを整理し、水質・温度・プールサイドの

障害物・シャワー・更衣室の安全を確保します。プールは、川や海とは異なり自然に対する危険が少ない施設です。排水溝に小学生がはまり溺死する事故が発生した場合、直ちに施設管理者たる教育委員会、直ちに施設管理者たる教育委員会の法的責任が問われます。

(3) 体調は日々変わるため、生徒の健康を把握しましょう。単純に医師の「健康診断書」に頼るのは危険です。子どもは大人と異なり、自己主張ができません。健康の自己申告だけを信用しないで、顔色や目の輝きを確認し、体調不良のときは休ませるべきでしょう。

(4) 免責同意書は、法的に無効です。安易に「事故が起きたときには主催者・指導者が法的責任を負わない」という文書を作成し、署名捺印を求めるべきではありません。米国では、スキューバダイビングなど指導者の法的責任を免責する形式の契約（ウェーバーフォーム）が取り交わされる場合が多いようですが、日本民法では「公序良俗違反」として無効です。



法律相談

Q²⁹

施設・用具の事故責任

今年度から体指に任命された者です。先日、市営の体育館を借りて、スポーツ教室（体操）の指導をしていた際、用具に破損があり、生徒にケガを負わせてしまいました。幸い軽傷で済みましたが、このような場合、誰に法的責任がありますか？

A

本号では、「人」と「物」の管理責任に関する法律について、解説します。

「人」と「物」の管理責任

体育館・スポーツ施設で事故が発生したとき、「人の管理」「物の管理」の両面からチェックします。

まず「人の管理」に関する法的責任として民法709、715条・国家賠償法1条1項の「不法行為責任」が問われます。例えば、教師・スポーツ指導者が故意・過失によって、体育・スポーツ施設を利用する際に事故を起こした場合、スポーツ指導者の法的責任として、①民事上の損害賠償責任 ②行政上の懲戒責任（免職・停職・減給・戒告） ③刑事上の責任が問題となります。

次に「物の管理」に関する法的責任として、民法717条・国家賠償法2条1項の体育施設・用具の不完全・欠陥による事故とし

て「工作物責任」「营造物責任」が問われます。国家賠償法2条1項は、「道路、河川その他の公の营造物の設置または管理に瑕疵（法律用語の瑕疵（カシ）とは欠陥のこと）があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責めに任ずる」と定めます。国公立学校のグラウンド・体育館・プール・柔道場などの施設や都道府県市区町村のスポーツ施設が「公の营造物」です。その設置または管理の瑕疵が事故の原因であるときは、国家賠償法2条1項によって施設管理者に法的責任が問われます。瑕疵には「設置の瑕疵」という当初から营造物の設置、または、建築が不完全である欠陥と「管理の瑕疵」という、始めは安全性があったが、そのあとに营造物の維持、修繕および保管が不完全であったために生じる欠陥があります。

裁判にまつた場合

本問のように、市営の体育館で

の事故によって被害を受けた者の立場からすると両面からの過失責任を追及できます。しかし、体育・スポーツ施設の設置管理・保存に安全性を欠いていたことの立証責任は、被害者にあり、その立証は難しく、訴訟を考えた場合に、教師・スポーツ指導者の「人の管理」の責任追求より、「物の管理」の施設管理者の責任を追求したほうが無過失責任なので提訴しやすいのです。かつ担当者の過失責任を通じて間接的に追求するよりも、行政当局の責任を直接に追求できるのです。

判例では、「国家賠償法2条1項の营造物の設置または管理の瑕疵」とは、营造物が「通常有すべき安全性」を欠いていることと判断します。そして「营造物の設置または管理に瑕疵があったとみられるかどうかは、当該营造物の構造、用法、場所的環境および利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべき」と述べています。

法律相談

Q 30

高齢者への安全配慮

総合型クラブ主催による、高齢者のための健康体操教室の指導をしている者です。日ごろから、無理をさせないように注意していますが、先日「Aさんが、体操教室で腰を痛めて病院通いをしている」という話を聞かされました。このような場合、どのような責任があり、どう対処したらよいのでしょうか？



本号では、高齢者に対する安全配慮と法律責任について、解説します。

事故と因果関係

結びつける「因果関係」がなければなりません。なぜなら、民法709条の不法行為責任が問われる要件として、故意・過失、違法性、責任と並んで、因果関係の存在があるからです。

総合型クラブが主催する、健康体操教室での事故直後であれば、目撃者もおり、現場でのスポーツ指導者もすぐに救急処置を行うので、事故とスポーツの間の因果関係が明確で問題となることはありません。本問のようにあとから「体操教室で腰を痛めて病院通い

をしている」という噂がある場合、①いつ ②どこで ③誰と誰が ④どのような原因で ⑤なぜケガをしたのか、わからなければ真偽不明です。したがって、指導者の

主張をする意思能力も危険に対する判断能力もあり、もし健康体操が過激と感じられれば、無理せず中断することは可能だからです。本問の場合、身体に傷害を受ける事故が発生したとき、法的責任が問題となるには、原因と結果を

対処法としては事実を確認しなければなりません。確かに高齢者は、数日後に身体の故障が生じることもあります。その場合は、腰痛は健康体操教室のスポーツが原因か、それとも持病などの体質が原因か、医師の診断によって医学的因果関

係の有無が決まります。

ただし、法律上の因果関係は裁判官が訴訟で認定するのであり、被害者たる高齢者が医学上の厳密な因果関係を立証できなくても、健康体操と高齢者傷害との間に「相当因果関係」が存在すると判断できます。スポーツ指導者が施した具体的な健康体操の指導法を検証して、高齢者に対して、無理をさせないように安全配慮義務を尽くしたか否かが、法的責任を問われる争点です。

もし、スポーツ指導者に安全配慮義務に欠ける過失があれば、裁判官は、指導者および主催者たる総合型クラブに、民事上の損害賠償請求を負わせます。

お知らせ

本連載では、日ごろ皆様が活動されている上で疑問に感じていることと、法律にかかわることで相談してみたいこと等々、質問を大募集しています。お問い合わせは左記の通りです。ご応募お待ちしております！

TEL03-3811-6911
FAX03-3811-9260
E-mail: minaspo@nifty.com

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q³¹

綱引き審判員の 安全確認義務

秋の地区対抗体育祭で綱引きの審判をしました。30人对30人の対戦でしたが、「勝負あり」の笛を吹いたところ、負けたチームが一斉に綱を離したため、勝ったチームが勢いあまって転倒し、何人かがケガをしました。審判員の責任は、どうなのでしょう。



本号では、スポーツが持つ危険性と、安全対策について、解説します。

肉在する危険と安全ルール

青空の下での野外スポーツは楽しいものですが、身体を動かすスポーツには、ケガをする危険性が不可避です。この点が、室内で身体を動かさない読書や映画・音楽鑑賞などの楽しみ、喜びと異なります。

このスポーツ固有の危険のことを、学術上「スポーツに内在する危険」と呼んでいます。スポーツの歴史は、この内在する危険が顕在化しないように、そのつど、スポーツルールを変更しつつ、スポーツ道具の進歩と防具を考え出し、互いにルールを守ることで、安全かつ楽しいスポーツをつくっていったことを示しています。

野球の三振はアウト、スタンドまでボールを飛ばせばホームラ

ン、といった勝負を楽しむためのルールとは別に、サッカーではボールを蹴るのであって相手の足を蹴ってはいけない、柔道では関節技が決まったとき「マイッタ」との合図で畳を叩けば一本、アイスホッケーでは相手の身体をスティックで殴打してはいけないなど、『安全ルール』があるのです。

したがって、スポーツに参加する人は、自らルールを守るフェアプレーの精神とともに、相手もルールに従ってゲームに参加するという、身体的安全に対する信頼感を持って競技に参加します。

そのため、いかなるスポーツでも、選手が危険な行為をすれば反則であり、審判員は、ホイッスルを鳴らしてゲームを中断し、反則をした選手に警告から退場まで、命じることができます。このように、審判員にはゲームの進行だけでなく、安全面での強い権限を与えているのです。

競技綱引きは、アウトドアとインドアで行われ、選手8人の合計

体重による階級別として、人数および体重によるチームの格差が生じないよう、公平と公正さを配慮しています。

アウトドアの競技綱引きは、芝で覆われた水平な平面であること、インドアの場合は専用のレーンマットを用いると同時に、転倒することを配慮し、場所の安全確保をしています。

しかし、本問のように体育祭での30人对30人の対戦綱引きは、男女も混じって楽しむ「遊び」の面が強調されます。したがって、競技スポーツとしての綱引き（長さ33・5〜36m、マニラ麻製のロープ）と異なり、安全ルールが明確ではありません。

そこで、審判員の法的責任を考える場合、勝負の笛が鳴ったときに、「一斉に綱を離したら転倒事故の危険があるので禁止」というルールを、事前に綱引き参加者に徹底し、安全対策を取っていたかどうか、過失の有無を判断する上でのポイントになります。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q³²

野外ハイキングでの安全対策

中高年者を対象としたハイキングを、計画しています。体指協議会の中の野外活動班で、現地の事前調査を行うことになりましたが、ハイキングコースの設定、安全対策のため、どんなことに配慮して調査をしたらよいのでしょうか。

A

本号では、ハイキングでの危険の予測と逆転の発想について解説します。

危険の予測

現地調査の目的は、未知のハイキングコースの危険を予測し、その安全対策を立てることです。スポーツの安全対策を考えるポイントには、ハード（場所・施設など）・ソフト（プログラム・ルールなど）・ヒューマン（少年・老人など）の視点です。とりわけ、海や山などスポーツ施設外の自然を相手にするスポーツでは、落雷・豪雨など天候の急変により、人間が予測しない大変地異が生じることが、忘れてはなりません。

まず自分の足で歩いて、ハイキングコースの危険な箇所を調査しながら一覧表にして、チェックリストを作成します。もとより、ヒューマンの観点からは、参加者たる中高年の体力にに応じてコースを

設定しますが、健康管理とともに、一番体力の弱い人を基準に、安全対策を考えることが大切です。

逆転の発想

さて、計画とは逆説的にいえば、いかに綿密に計画を立てても、その通りに運ばないのが「計画」なのです。しかし、もし計画をまったく立てなければ、場当たり的な無計画ハイキングになり、必然的に事故が起こるのが現実です。

そこで、事故が起きたときの法的責任を考える場合、重要なことは「事故が起こることを前提にする」という逆転の発想です。

スポーツの事故は、通常は過失から引き起こされます。過失とは



法的には注意義務違反、つまり危険を予見し、かつ回避できる能力も条件もあるのに、誤って注意をつくさず、他人に被害を与えることです。心臓マヒや転倒による骨折など、中高年ハイキングで事故が起きたとき、まず、なすべきことは、人命救助です。したがって、体指協議会の中の野外活動班における最善の安全対策としては、ハイキングへの医師の同行です。しかし、チームドクターを派遣することは、経済的にも事実上不可能でしょう。

最近ではハイキングでも、皆さん携帯電話を持参しますので、事前調査に従って、参加者に近くの医療機関の電話番号と地図を配布して、救急活動が可能のように「緊急の連絡網」を形成することが、次善の措置となります。

さらに、救急車が到着するまで、簡易の救急措置ができるベテランをリーダーとして、班を形成しておくことが、望ましいでしょう。

法律相談

Q³³

スキーヤーの 衝突事故と過失責任

スキー場の初心者向けのゲレンデで、スキーを楽しんでいたところ、かなりのスピードで滑ってきたスキーヤーに衝突されて転倒し、ケガをしました。ぶつかってきたスキーヤーは中級者で、まだうまくスキーをコントロールできないとのこと。この場合の過失責任は、どうなりますか？

A

本号では、スキーの衝突事故と、その過失責任について解説します。

最高裁判決

スキー事故に関しては、最高裁判平成7年3月10日判決（判例時報152699）のリーディングケースがあり、スキー場を上方から滑降するスキーヤーには、下方を滑走するスキーヤーの動静に注意して、接触・衝突を回避できるような速度・進路を選択してスキーをなす注意義務があると判断しました。

過失責任とは注意義務違反のことです。この安全確保のための注意義務に違反して、下方のスキーヤーと衝突し、傷害を負わせたときは、民法709条の過失責任を問われるわけです。

もちろん、スキーヤーの注意義務違反の成立には、客観的な「予

見可能性」と「回避可能性」の存在が必要ですから、衝突事故の起きたゲレンデがいかなる状況にあったか、現場の確認が重要です。

初心者向けゲレンデ

本問の客観的条件として、初心者向けゲレンデとして推測されるのは、

例えば、

- ① 平均斜度10度程度の緩斜面
- ② 斜面も広く、整地され、見通しも良く、初心者用として旗・ポールで囲われ、明示されている
- ③ 当日は薄曇りだったが視界は良好

という事実です。つまり、中級スキーヤーとしては、初心者が滑っているゲレンデであるとして十分予見可能と言えるのです。

しかるに、本問では「接触・衝突を回避できるような速度・進路を選択して、スキーをなす注意義務」に違反して、中級スキーヤー

はかなりのスピードで滑降し、かつスキーを十分コントロールできなかったもので、衝突した以上、結論は、暴走スキーヤーとして過失責任を問われるのが、当然です。

また参考判例として、スノーボーダーが下方のスキーヤーに衝突した事件で、神戸地裁平成11年2月26日判決（判例時報1696126）は、「下方を滑走する者は、コースが混雑し、見通しが悪いなどの特段の事情がない限り、後方を注意する義務は、原則としてない」と判断しています。

つまり、スポーツの世界では、自己責任が原則なのですが、スキー場では斜面を上から下に滑走するものであり、スキーヤーやスノーボーダーは、下方を見通すことが可能であるなら、下方にいる者との接触を回避するための措置をとる時間的余裕があるのであり、安全確保のため、上方に位置する者に、より高い注意義務を課しているのです。

法律相談



マラソン大会中の突然死と過失責任

市主催のマラソン大会で、12kmの部に参加した62歳男性が突然倒れ、救急車で病院に運びましたが、心不全で死亡しました。同大会要綱では「健康診断で異常がないこと」を参加条件にしていますが、法的には、どんな責任が追及されるのでしょうか？



について解説します。

ケガは自己責任が原則

スポーツは老若男女を問わずルールに従って誰もが楽しめます。しかし、スポーツが身体を動かす以上、不可避免的にケガやトラブルが生じる危険があります。このスポーツに「内在する危険」を回避するために、法的には「安全配慮義務」の有無が問題となります。

ボクシングや柔道、相撲などの格技であれば、ルール違反は安全配慮義務違反として、相手に損害賠償など法的責任を追及できます。それでは、マラソン大会における事故のように一人で行う競技のとき、どのような場合に、誰に、法的責任を問えるのか、本問の趣旨です。

本号では、マラソン大会での事故を取り上げ、主催者等の安全配慮義務に

まず、成人であれば、持病や自己の体調に合わせた健康管理は、他人に責任を問えません。つまり、マラソン大会に参加できるか否かは、自らが選択できるのであり、スポーツのケガは自己責任が原則です。

ただし、市がマラソン大会を開催するに当たっては、大会が事故なく終了するように主催者として「安全配慮義務」を尽くさなければなりません。競技者は、主催者たる市を信頼してマラソン大会に参加しているからです。

適切な人員を配置して、市内の沿道の交通整理を行うことや、水分の補給所、救護所の設営など円滑な競技進行に注意を払う必要があります。

危険を回避する義務

マラソン大会で参加者が倒れ、心不全で死亡することも我々のよく知る事実です。

したがって、主催者には「予見

可能性」がありますから、この危険を回避する義務が生じます。市が安全配慮義務を尽くしたか否かは、具体的に医療班を準備し、倒れた競技者を発見したら速やかな救急医療を施し、救急病院に搬送する体制を確保していたか否かが争点となります。

大会要綱で健康診断を参加条件にしているのは、注意的なものには過ぎません。よく「専門家である医師の健康診断書があるから、主催者の法的責任はまったくない」との「免罪符」の如き間違った意見を述べる人がいます。

しかし、健康診断書は、あくまで記載された時点の医師の診断であり、マラソン大会での参加者の安全を保証したり、未来の健康を保証したものでないことを理解すべきです。

死亡事故の法的責任としては、市は地方公共団体として安全配慮義務違反があれば、国家賠償法第1条1項の損害賠償責任を問われることになります。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事



薄い氷穴に 足を取られて転倒

冬のレク活動としてワカサギ釣りに河口湖へ行きました。早朝、懐中電灯を頼りに案内人と氷上を歩いていたら、水中に足が埋没したため転倒しケガをしました。前日掘られた穴に薄い氷しか張らなかったのが原因のようです。案内人に責任を問えるでしょうか？



自然の中での活動は、常に危険が隣り合っています。その際に問われる契約義務違反について解説します。

契約上の安全配慮義務違反

氷上は転倒なり、水中に足が埋没する危険性が常にありますから、職業として金銭を得てワカサギ釣りの案内をするプロの案内人（ガイド）には、早朝まだ暗い時間帯であるなら、顧客の安全を確保する「安全配慮義務」が生じます。ワカサギ釣りは湖面が全面氷結し、氷の厚さが概ね15cm以上になれば安全に歩行できます。また、寒気が緩むと氷穴と氷穴の間がひび割れのラインとなり、氷上は危険なのです。

氷点下の気温の中、防寒具を着て、コンロで暖を取りつつ、真冬の朝・晩という暗い時間が、ワカサギ釣りの狙い目です。専用のド

リルで氷に穴を開け、前日に掘った氷穴には通常管理者として「立入禁止」の目印を付けて、万一にも釣り人が足を突っ込むことなどが無いよう、ガイドには安全配慮義務があるのです。

もちろん、ワカサギが必ず釣れるか否かは、顧客の力量に関する事柄ですから、ガイドが穴場での水揚げを保証しなければならぬ法的責任はありません。

したがって、氷上を熟知するプロのガイドが、顧客に十分注意をせずに「前日掘られた穴に薄い氷しか張らなかったのが原因」で顧客にケガをさせたのなら、ガイド委託契約に基づき、民法415条の契約義務違反となります。

ボランティアの不法行為責任

しかし、ボランティアの案内人なら素人ですから、プロと異なり高度の注意義務が要求されるわけではありません。

本問では過失に基づく不法行為

責任（民法709条）が問えるか難しい事案です。

大人の場合は氷上活動の危険を知っていますし、また案内人の言いなりにならずに、自ら危険を回避する能力もありますから、案内人の重大な過失と立証できなければ、自己責任といえます。

しかし、子どもの場合は、危険に対する予見および回避能力が低いので、高度の「安全保護監督義務」が問題となりますから、ボランティアの案内人でも不法行為責任を問われる可能性は、高いでしょう。

また、裁判となったときには、不法行為責任の立証は、被害者側がしなければなりません。まず事故が起きたとき、事故現場が自然の環境であれば、現場は常に変わりますので、できるだけ早く証拠を確保する必要があります。

現場見取り図・写真撮影や同行の証人確保をします。もし可能なら、その場で案内人のミスを認め謝罪文を得ることでです。

法律相談

Q 36

卓球台が倒れ重体、指導者の責任は

しかし、控訴審である大阪高裁は、逆に長さ134cm、幅152cm、厚3cm、重さ102kgの内折式卓球台を、児童のみで収納作業を

求を棄却しました。

設問と類似の卓球事故に関して、大阪高裁平成9年11月27日判決（判例時報163663）の昭和63年2月に発生した小学校課外クラブ活動事件の判例が、参考となります。この事件の一番である京都地裁は、課外クラブ活動が終わり、収納作業中転倒した内折式卓球台の下敷きになった傷害事故は、当時10歳の男子児童（小学校4年）の突発的な異常な行動が事故原因として、小学校教師の責任を予測不可能で不可抗力として請求を棄却しました。

いて解説します。



本号では、卓球教室での事故を取り上げ、指導者の安全指導・監督義務につ

大阪高裁判決

命じた教師に、指導監督上の過失があると民事責任を認めました。大阪高裁判決は、

①卓球台の転倒事故は、卓球競技に必須の用具である卓球台の収納に本来的に「内在する危険」によるものである。

②担当教師は常に安全面に十分配慮し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うこと。

③事故となった内折式卓球台は、背が低く非力な児童にとっではかなり大きく扱いにくく、児童だけで収納する際には転倒する危険を内在していること。

④小学4年生の男子児童4名は通常に収納をしており、異常な行動でないこと。

⑤製造メーカーは内折式卓球台の取扱説明書で、収納作業は児童だけに任せないよう注意書をしていること。

⑥担当教師は転倒の危険について生徒に対し具体的に注意することなく、内折式卓球台の取扱

方法を分かりやすく指導、訓練して安全性を確認していないこと。

⑦事故時、内折式卓球台の収納に立ち会わなかったこと。

等を判断して、担当教師に教育活動に伴う危険から生徒を保護すべき注意義務を怠った過失があると、3千566万円の損害賠償責任を認めました。

スポーツ指導者の責任

上記参考判例のようにボランテニアのスポーツ指導者でも、小学生を指導する際は、中・高校生を指導する以上に「安全配慮義務」があります。

なぜなら、小学生は危険に対して判断能力も回避能力も未熟で、スポーツ指導者自ら内折式卓球台の危険を説明し、取り扱いについて十分指導すべきだからです。

したがって設問のように、側にいて何らの安全指導・監督義務を果たさなかったなら、スポーツ指導者に法的責任が問われます。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q³⁷

過激な応援にも 過失責任はあるか

クラブ対抗のソフトボール大会でヒットを打ち、相手チームの野手がボールの処理にもたついているのを見て、監督はじめチーム全員で「走れ！ 走れ!!」と声援し、選手（58歳、男性）は3塁まで全力疾走しました。そのため選手は足を傷め、今も靱帯損傷の後遺症に悩んでいます。このような場合、監督などに責任はあるのでしょうか？

A

本号では、ソフトボールなどの親善試合でのケガの過失責任を解説します。

違法性阻却

スポーツ競技は身体の積極的な運動を伴うもので、たとえ親睦のためのソフトボール大会でも危険を内包し、事故が生じたときには法律問題が生じます。

しかし、一般にスポーツ競技中の事故による負傷は、社会的相当性を有するとして違法性が阻却されます。特に今回のソフトボールの試合は、競泳や柔道、ラグビーなどの競技スポーツとは異なり、高齢者が参加しても危険の少ないスポーツです。またスポーツ傷害の中で靱帯損傷は、ささいな原因で発生する負傷であり、通常予想され、自己責任で防止しなければならぬ傷害です。

これまでのソフトボール試合の事故判例としては、

① 自習授業で高校3年の投手が打者の打った球を腹部に受け死亡した事件（宮崎地裁、平成7年7月10日判時56108）

② 地域の親善大会で捕手の女性（43歳）に男性がホームスライディングして激突負傷させた事件（長野地裁佐久支部平成7年3月7日判時55812）があり、いずれも選手同士の事故です。

①の事件は、高校の自習授業に体育教師が立ち会っていなかった点が争点になりましたが、試合への安全指導など注意義務を尽くしており、過失がないと判断されました。

②の親善試合の事件は、防具をつけない女性捕手に対して激しく滑り込んで転倒させた男性走者に、男女の体格・運動能力の格差があり、ホームスライディングは危険な行為であると、損害賠償を認めたのです。

②の判例は、「プロ野球や社会人野球、学生野球（ないしソフトボール）など、プロスポーツやそ

れに準ずるような質の競技であれば、違法性を認め得ないのが原則である」し、それ故「負傷を可及的に回避するため防具の着用なども義務づけられている」と述べています。

過激な応援にも 過失責任はあるか

上記判例のように選手間の接触事故ではない本間の場合は、負傷したのが意思能力も判断能力も未熟な幼児や小・中学生などと異なり、58歳の事理弁別能力を持つ成人であり、スポーツに参加した自己責任として応援した監督やチーム全員に法的責任はありません。

しかし、無理な声援は倫理的には非難されましよう。クラブ対抗ソフトボール大会の目的は、勝負より相互の親睦であり、得点を争うことよりも安全に配慮し、楽しい大会にすることにあります。社会常識として参加者各人には、危険を極力回避する義務が課せられています。

法律相談

Q 38

思わぬ事故の責任について

老人クラブの慰問で、子どもたちが郷土に伝わる太鼓を披露しました。その際、長さ30cmの小太鼓のバチ（棒）が、勢いあまって子どもの手を離れ、近くにいたお年寄りの顔を直撃しケガをさせました。不可抗力とは思いますが、誰かに法的責任はあるのでしょうか。

A

事故は常に思いがけないときに生じますが、今号では、そのような事故の法的責任について解説します。

まず、被害者であるお年寄りのケガが、不可抗力か否かが、問題となります。

老人が自ら、勢いよくバチを振り回して小太鼓を叩く子どもに、自己の席を離れて、誰もが危険と考えるほど近寄り過ぎ、顔面にケガをしたとなると、自身が招いた事故で自己責任です。

しかし、ほかの老人と同じく指定された席にいたのに、突然バチが飛んできたのなら、郷土に伝わる太鼓という芸能を披露すべき「本来の舞台」と異なる「臨時の場所」の距離なり、防護対策なりの安全確保が適切だったか否かが、問題となります。つまり、老人クラブ施設の「通常有すべき安全性」が検討され、老人クラブの施設管理者の管理責任が、問題となるでしょう。

よう。

さらに、長さ約30cmの小太鼓のバチを飛ばした子どもに過失があるでしょうか。10歳未満の子どものみには、危険を認識し、回避する能力が低く、第三者を誤ってケガさせても民法712条（未成年者の責任能力）により、不法行為責任を問うことができません。そこで、加害した子どもの監督義務者たる大人に法的責任が存するか否かが、問題とされます。

過失事故と監督責任

通常は子どもの法定代理人である親権者父母の指導監督責任が問われますが、本問の場合は、例えば子どもたちを引率して老人クラブ慰問を企画実行した父母・教師なり、太鼓の指導者に、民法714条（監督者の責任）に基づき、法的責任の有無が問題となるのです。

指導者として、子どもたちが長さ約30cmの小太鼓のバチの使用を十分に熟達する前に、老人クラブの慰問で披露したとなると、バチが

すっぱ抜ける危険の認識がなければ、回避措置をとっていないことになり過失責任を問われます。

子どもたちのスポーツや遊びで、物体が飛ぶ過失事故に関する判例として、①竹刀がすっぱ抜けて飛んだ事故 ②ソフトボールの打ったバットが飛んだ事故 ③画びょうをつけた紙飛行機を飛ばして遊んでいた事故 ④図工の時間に彫刻刀が間違っただけに刺さった事故 ⑤ノックの球が飛んだ事故など、さまざまなパターンがあります。事案によっては不可抗力とならずに、教師・コーチ・監督の安全配慮義務違反として、子どもたちへの監督責任が問われています。

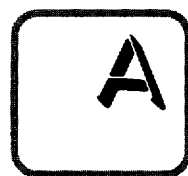
もちろん、観客の側でも「長さ約30cmの小太鼓のバチが、勢いあまって子どもの手を離れ飛んでくる」という事態が、通常予想されるわけですから、老人クラブの施設管理者や被害を受けた老人との「過失相殺」が検討され、損害の公平な分配がなされます。

法律相談



スポーツに熱中しすぎた 愛好者への指導者の責任

高齢者のジョギング指導をしています。70歳代の男性会員が熱中するあまり、雨や雪の日でも毎日欠かさず走るようになりました。その家族から「無理をしてケガでもしたらどうするのか?」と言われてしまいました。この場合、指導者の責任はあるのでしょうか。



本号ではスポーツ指導における「安全配慮義務」について解説します。

高齢者スポーツの意識

高齢者スポーツは、身体能力を向上させる目的よりも、生涯スポーツとして、老化して筋力が弱った身体のリハビリや年齢に応じた健康維持が基本です。

しかし日本は高齢化社会とともに元気な老人が増えました。若いときの夢だった海外のマラソン大会にも積極的に参加し、ゴルフでエイジシューターを達成したいなど、記録への挑戦がスポーツ熱を高めています。

ジョギングはスポーツ施設を出て道路を走るので、交通事故や転倒によるケガ、また長時間の運動により血圧を上昇させて心臓や脳動脈に影響を与え、70歳代の男性会員の身体機能の老化程度によっては死亡の危険性すらあります。

本人ではなく親族から「無理をして、ケガでもしたらどうするのか?」と言われたとのことですが、この場合、指導者が抗議に応じて70歳代の男性会員に対しジョギングを制止するスポーツ指導契約上の「安全配慮義務」があるのか、否かが問題になります。

スポーツ指導契約と安全配慮義務

スポーツ選手とコーチは、有償・無償を問わず、また契約書という文書を交わしていなくても、スポーツ技能向上を意図してスポーツ指導契約関係にあります。

その際契約文言に記載していかなくても、コーチにはスポーツ環境（施設・プログラム・健康など）を整え、スポーツ選手に対し、危険のないスポーツ指導をする「安全配慮義務」が法的に要請されています。

学校事故の判例（静岡地裁沼津支部平成7年4月19日判時1553-114）は、高校ラグビー部

の合宿でのシゴキとも見られる猛練習のため、多臓器不全で死亡した事件で、学校側に損害賠償責任を認めました。

また労災事故の判例（仙台地裁平成6年10月24日判タ881-141）は、役職者の合宿研修の早朝ジョギングで、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血により死亡した事件で、業務起因性があるとし、労災と認めました。

両判例とも、学校や職場の管理下で被害者が自らの意思でスポーツを中断し、止めることが不可能であった事例です。

本間の場合、成人スポーツはあくまで自己管理・自己責任が原則です。

スポーツ指導者が強制的に「雨や雪の日でも毎日欠かさず走るよ」無理強いをしていない限り、70歳代の男性会員は自己の意思で、いつでもジョギングを止めることが可能なため、仮に事故が発生しても指導者が法的責任を負うことはありません。

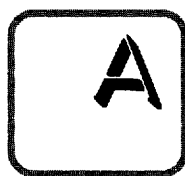
法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事



落雷の事故対策と 指導者の責任

クラブでゴルフ大会を企画しています。しかし、開催予定のゴルフ場は雷の多い地域にあるので、落雷事故が心配です。屋外スポーツでの落雷事故の過去の実例と事故対策を教えてください。もし事故が生じた場合、指導者等にはどのような責任がありますか。



落雷事故

雷は自然現象であり、自然現象のもたらす災害について法的責任を考える場合、防災対策をなさなかった人間の注意義務違反、つまり「人災」なのか、それとも人間の予測不可能な自然現象であって「天災」なのかが争点となります。

安全配慮義務

一般的にゴルフ場は人工的なスポーツ施設として、経営者にはゴルフ施設利用契約を締結したゴルフファアに対し、生命・身体を危険から保護する安全配慮義務があります。

ゴルフは屋外のスポーツであり、落雷事故はゴルフにおける危険の一つとして経験的な事実です。そこで広大な面積を有するゴルフ施設の中にはクラブハウス、コース売店や避難小屋が数か所建てられています。つまり死亡事故

が生じないよう、経営者は落雷の危険を予測したら中止・退避勧告を放送し、ゴルフを中断してキャディーがゴルフファアを適切に避難誘導する安全配慮義務を負っているのです。

判例

東京地裁平成12年11月15日判決
(判例集未登載)

平成9年9月8日豪雨の中、K台CC(36ホール・総面積約30万坪・Tコース)でゴルフプレー中に、高さ約15m、直径約35cmの松の木に雷が落ち、その松の下でゴルフを中断して車を待っていたゴルフファアと、そばにいたキャディーが感電死する事故が発生しました。死亡したゴルフファアの遺族が総額1億300万円の損害賠償請求訴訟を提起しましたが、裁判官は雷は不規則に落ち、雷雲の成長程度によっても落雷状況が異なり、一緒のパートナーも雷接近の危険を感じていなかった。従ってゴルフ場側には落雷の危険を予測

できないとして、請求を棄却しました。判決文は「落雷からの最も安全な避難方法は、屋内または車内への移動であり、そこへの移動が不可能あるいは、次の落雷までに合わない場合には屋外で低い姿勢をとるべき」「もし高さが4m以上の木があるところならば、その木の根本から2ないし4m離れたところで、15度の角度から木の頂点を見上げる位置内に避難すべき」「4m以下の木には近づかない……周囲を樹木に囲まれている樹木から離れられない場合には、枝先や葉から2m以上離れなければならない」と落雷事故防止対策について述べています。



法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q⁴¹

熱中症の事故対策と指導者の責任

当町のバドミントン教室は、冷房設備のない体育館で行っています。出来るだけ窓を開け、風が入るようにして、休憩時間も多く取るようにしていますが、夏場の熱中症が心配です。熱中症の危険性と予防対策を教えてください。もし死亡事故が生じた場合、指導者等にはどのような責任がありますか。

A

熱中症の事故

熱中症は、炎天下の野外や蒸し暑い室内など

で、水分を補給せずに過度のスポーツトレーニングを継続することで発生し、時期的には7月下旬から8月上旬の梅雨明け直後に多く、夏季以外でも急に暑くなったときは起こる場合もあります。

医学的には運動による熱中症は高温多湿の環境の下、睡眠不足・疲労・肥満や体調不良などが原因となつて基礎疾患のない若年層に発症することが多く、原因・症状・障害の程度で「熱痙攣」「熱疲労」「熱射病」に分類されています。軽度の熱中症は比較的良好に発症します。その際は、スポーツ活動を中止し、風通しのよい涼しい場所で身体を安静にさせ、冷水タオルで体温を下げ、水分を取ることで多くは回復します。

しかし、熱射病は、異常な体温上昇（深部体温40度以上）により、

中枢神経障害を発症させます。熱中症の中で最も重篤で、統計上の死亡率も約20%以上と、極めて高率と言われています。

熱射病は、頭痛、めまい、嘔吐などの症状から始まり、運動障害、錯乱など意識障害を引き起こし、昏睡に至り死亡する、極めて危険性の高い病気です。したがって、体温の急上昇、意識障害がある場合には、発病現場で直ちに冷却処置などの救急処置を行うとともに、一刻も早く病院で治療すべきです。予防としては、炎天下での直射日光を避け、頻繁に水分を補給して、無理な長時間の運動をせずに涼しい所で休息をとることです。

日本体育協会が提唱する熱中症予防8ヶ条の

「①知って防ごう熱中症 ②暑いとき、無理な運動は事故のもと ③急な暑さは要注意 ④失った水と塩分を取り戻そう ⑤体重で知ろう健康と汗の量 ⑥薄着でさわやかに ⑦体調不良は事故のもと ⑧あわてな、されど急ごう

救急処置

が参考になります。

医療機関への搬送措置義務違反

〔判例〕

浦和地裁平成12年3月15日判決（判例時報1732—100）は、県立高校の山岳部の合宿登山中に熱射病で部員1名が死亡した事故で、引率教師の過失により、県に国家賠償責任を認めました。

裁判所は「引率教諭は、登山活動中、部員が熱射病に罹患することがないように、充分配慮すべきことはもちろん、部員に体温の過上昇や意識障害、その他の異常が現れ、熱射病の罹患が疑われる場合には、直ちに部員を安静にさせ、冷却処置などの応急措置を開始する。それとともに、速やかに医師と連絡をとり、緊急に下山させるための方策をとるべき注意義務を負っている」と判断し、医療機関への搬送措置を直ちにとらなかった過失を認めました。

法律相談

Q⁴²

水泳クラブで心臓疾患のため死亡。その責任は？

水泳クラブの練習会で、70歳代前半の男性がウォーミングアップのためプールに入り歩き始めました。まもなく心臓マヒで水中に倒れ、救命措置もむなしく搬送先の病院で亡くなりました。入会したばかりの会員で心臓疾患歴があることはクラブに告知されていましたが、この場合クラブの責任はどうなるのでしょうか。

A

スポーツ事故の法的責任はヒューマン（ひと）・ハード（用具・施設）・ソフト（プログラム）の3つの視点から考えます。

スポーツ施設での事故

スポーツ施設所有者には民法717条の定める安全管理義務があります。設置管理者の法的責任を判断する際に、

① 事故現場やその付近でのプール施設の利用状況がどうだったか
② プール施設自体に構造上の危険性がないか
③ とるべき安全対策は最大限と

れを選択するのが正しいのか
④ 管理責任者としてプール施設を利用させるにあたり、具体的にどんな安全対策を選択して講じてきたか
等を検討します。

プログラムを提供する水泳クラブ側は、溺死などの死亡事故とな

る危険性が常にありますから、プールで水泳を指導するにあたって参加者に対し万全の安全配慮義務を尽くしたか、否かが法的責任の問題となります。

水泳教室での参考判例

浦和地裁昭和63年7月19日判決（判例時報1167号81頁）は、

県と市の教育委員会が共同開催した「泳げない人の水泳教室」（無料）に参加した、39歳の主婦が溺死した事故の判例です。

この水泳教室は日本水泳連盟公認指導員、日本赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者2名を講師とし、体育指導委員4名を指導監視員として、県と市の担当職員が計画・実施しました。まず、本事件では事前の健康診断の実施義務の有無も争点となりましたが、判例は主催者として健康診断を実施すべき義務はないと判断しました。そして、人員の配置と物的設備の内容が争点となり、判例は「泳げない人を対象とする水泳教

室を実施するにあたっては、この種の教室にふさわしい知識、経験、能力を有する者を講師・指導者とし、また適切な人数の監視員を配置することが参加者の安全を確保するために肝要」と判断、「講師および指導監視員の前記資格・経験から満たされている」と原告の請求を棄却しました。

本間の場合、新入会員の心臓疾患歴が事前に告知されていることから、練習会を開催するにあたり、水泳クラブは参加者の安全確保のために指導者・監視員の体制に万全を期したか、否かが問題となります。

もとより新入会員は老人ですが、水泳クラブの練習会に参加するほどの腕前ですから、心臓疾患歴があってもリハビリ中の病人だったわけではありません。水中で倒れたときの発見が遅れるなど、プールでの救命措置に過失がなければ、偶発的な突然死などの場合、不可抗力として水泳クラブ側の責任はありません。

Q⁴³

ウォーミングアップ不足で 生じた事故責任

野球場への到着が遅れたA選手（40歳・1塁手）を、ウォーミングアップが十分でない状態で試合に出場させました。試合中、2塁手からの送球が大きくそれたため、ジャンプして捕球し着地した際に、A選手は左膝の半月板損傷の重症を負いました。監督・コーチに責任がありますか？

A

事故と
自己責任

試合に出て傷害を負ったA選手は40歳であり、

準備運動と整理運動がスポーツ活動の前後には重要であること、つまり試合開始前のウォーミングアップ不足の危険性を十分知っているベテランと言えましょう。しかも遅刻して時間に追われては、心の準備もできていなかったと推測されます。

このように野球に習熟し、スポーツに「内在する危険」を十分理解して自主的に行動を弁している成人が、自らの判断で試合に参加し、半月板損傷のケガをしても通常は自己責任です。つまり監督・コーチにとって避けられない一瞬の事故と言えるでしょう。成人が行うスポーツ活動では、まず参加者自身が注意し、他の選手や監督・コーチと協力して事故発生の防止を図ることが期待されています。

本問で監督・コーチの法的責任

が問題となるのは、ウォーミングアップ不足を知っていながら試合に参加させたことが過失、つまり安全配慮義務違反になるか、否かです。

もし、A選手がウォーミングアップを求めたのに、他に代替の1塁手がいないとの理由で、試合の進行を優先し、監督・コーチが無理にA選手を出場をさせた特殊事情があったなら、安全配慮義務違反と認定されます。監督・コーチには傷害事故が生じる危険性を予見し、かつ回避可能にもかかわらず、ベテランだからケガはしないと軽く考え、無理を犯した行為とみなされるからです。民法709条に基づく不法行為の過失として損害賠償責任を問われます。

過失相殺

スポーツ事故で民事上の責任を問われる場合に、公平の観点から過失相殺により損害賠償額が減額されることが、多くの判例にみられます。スポーツ事故は、故意の

場合とは異なり、加害者である監督・コーチの過失だけでなく、被害を受けた選手にも過失があるからです。

参考判例

札幌地裁平成15年3月14日判決
・判例時報1818-158は、
受刑者のソフトボール練習中に、
37歳の選手が打球を眼球に受け視
力障害となった事故に対し、「受
刑者の規律違反行為のみが監視義
務の内容ではない」と刑務所職員
に管理上の過失を認め、国家賠償
責任を容認しました。他方、受刑
者たる選手にも過失相殺7割とし
て損害賠償金を大幅に減額しまし
た。裁判官は、「在監関係という
特殊性を考慮しても、スポーツ活
動である以上、例えば投手・打者
の動静に注意を払い、打球を待つ
よう声を掛けたり、危険回避のた
め提言することは可能で、受刑者
も事故防止でき、過失相殺すべき」と判断したのです。

法律相談



サーフェースの 安全確保

毎年初冬に、町内マラソン大会を開いています。今年はコースの一部が工事のため、迂回して行いました。たまたま砂利道であったため、参加者の一人が足を滑らせ捻挫してしまいました。

大会主催者側の法的責任について教えてください。



道路の通常
あるべき
安全性

法的には砂利
道がマラソンコ

ースとして安全で適切なものが問われます。町内マラソン大会主催者は、競技場や公の道路を利用して大会を運営する場合、公の営造物である町道や国道をマラソンコースとして使用する許諾を受けて選定し、地元の公安委員会に道路使用の届出をします。後に参加者が安全に走れるよう自動車や通行人を規制するため、警察官の交通整理を依頼します。

本問では、砂利道で滑って事故が発生したので、道路管理者である地方公共団体や国の道路管理責任がまず最初に問われます。そして、砂利道が一般通行人にとって歩きにくい道路だとしても、走って転倒する危険性がなければ、マラソンコースに選定した主催者の安全配慮義務違反の有無が問題となります。

「道路（公の営造物）」と 歩行者の判例

道路の事故について、国家賠償法第2条1項の営造物責任が問題となるのは自動車事故が多く、歩行者の事故判例はあまり多くありません。

参考判例1（千葉地裁平成14年1月21日判決・判例時報1783127）は、豪雨時に坂道に設置されたグレーディング（格子状鉄製蓋）上で滑って転倒し、左足骨折を被った事故で町道の管理者に損害賠償責任を認めました。滑り止めのあるグレーディング蓋に交換していなかったことが「町道の構成部分として通常有すべき安全性を欠いていた」との理由です。ただし被害者の歩行態勢にも責任の一部があるとして過失相殺を5割としました。

参考判例2（福岡高裁平成15年7月15日判決・判例時報1835188）は、国道の集水枘を覆っていたグレーディング（格子状鉄製蓋）が豪雨で浮き上がり、側溝に

転落して流され中学生が死亡した事故で、国の責任を認めました。

「ポルトでグレーディング蓋を固定しなかったのは営造物の設置管理に欠陥がある」と判断したからです。一方で被害者にも過失25%の過失相殺をしました。

大会主催者側の責任

コース変更した砂利道でも競技として大会運営面に問題がなければ責任は問われません。砂利道で滑って転倒し、ケガをしたのが多数の参加者の内、たった一人だけなら走行の不注意となり、参加者の自己責任でしょう。しかし、日本ではコースとして舗装された道路を選択するのが町内マラソン大会主催者の適切な対応だと思われます。本問の場合、訴訟となれば、毎年使っているコースが工事中であるため、緊急避難として砂利道に変更せざるを得なかったという主張が正しいかどうか、大会参加者の走行に問題がなかったのか、裁判所が判断することになります。

法律相談

Q 45

休憩中に子どもがけがをした場合の管理責任

体育館で、子どもも参加するスポーツ活動中に、指導者宛の電話が入りました。指導者はやむを得ず活動を一時中断し、休憩を伝えましたが、その間に子ども同士がけんかをして、けがをしてしまいました。この場合、指導者に責任はありますか？

A

休憩時間の
意味

スポーツでは、身体運動で

ある限り、いかに注意していても、けがが生じ得ることは避けられないというのが前提です。このことをスポーツには「内在する危険」があると言います。競技において安全ルールが存在するのはそれを顕在化させないための予防策といえるのです。したがって、指導者には、競技者が安心してスポーツを楽しめるように、安全配慮に尽くす義務があるため、「安全配慮義務違反」は債務不履行や過失として法的責任を追及されます。

スポーツ競技中ならば、選手は審判、施設管理者、スポーツ指導者の支配下にあり、守るべき安全ルールも明確なので、危険があれば直ちに回避する措置がとれます。しかしスポーツ活動の前後、休憩中に関しては、スポーツ活動本来とは無関係の時間ですから、安全ルールは確立していません。

スポーツ事故における指導者の法的責任を考える場合、スポーツの「始めと終わりの区別」は特に重要です。身体が温まる前の準備段階や気の緩む終了段階に事故が多く発生する事を、指導者は体験的に知っています。指導者から見れば、立会監視義務外の休憩中は、もし事故が発生しても、まったく法的責任がないと考えがちです。しかし、休憩中にけがをした選手から見れば、休憩はスポーツ全体の一部で、指導者の支配下だと考えるでしょう。

そこで、判例や学説は、休憩中でも「スポーツ活動と密接不可分の行為」であると認定できるならば、指導者には選手に「休憩中は体力を回復させなさい」等と指導監督する一般的な義務、つまり「安全配慮義務」があると判断します。

けんかなど暴力行為

それでは、指導者の一般的な助言に従わず、突然「けんか」をした場合でも、法的責任が問われる

のでしょうか？

安全配慮義務は、「予見可能性」と「回避可能性」という二つの要素で構成されています。本問の場合、けんかの原因がスポーツ活動中の反則行為であり、もし休憩中でもそれを巡ってけんかが起きる可能性があったにもかかわらず、中断して休憩時間にし、現場にいたくなつたのなら、けんかが予測できるわけで、立会監視という結果の回避措置義務違反と言えましよう。しかし、スポーツ中は仲間同士、和気藹々と楽しんでいたなら、けんかはまったく予想外の偶発的な出来事で、休憩時間がいくら密接不可分の関係でも、法的責任を負わせるのは酷と考えます。

したがって、子供たちの危険判断の年齢として小学校高学年のうちに、自主的にけんかをしないで過ごす休憩が期待できるときは指導者の責任はなく、低学年であれば、安全保護のため別の指導者を確保して、立会監視義務を尽くすべきであったので責任ありと判断されます。

法律相談

弁護士
日本スポーツ法学会理事

Q⁴⁶

活動終了後の帰宅途中に
子どもがけが、指導者の責任は？

総合型クラブでバドミントンの練習があり、終わった子どもたちが集団で下校しました。その際、自転車で通っていた小学生が転倒し、捻挫しました。練習は午前で終わり、天候も良い日のことですが、この場合指導者に責任はありますか？

A

帰宅途中の
問題点

原則論からすればスポーツ活動

の開始前と終了後は、本来スポーツとは無関係な時間です。

もとより指導者は総合型クラブ

でバドミントンを教える「スポーツ指導契約」を子どもの法定代理人親権者父母と締結していますが、それはあくまで正規の「場所と時間」の限られた範囲の法的責任です。

スポーツ指導者はスポーツ指導中、この法律関係（つまり体育館で午前中にバドミントンを教える関係）の付随的義務として信義則上、「安全配慮義務」を負っています。したがって、スポーツ指導中は子どもたちに安全なスポーツ環境を確保するという法的責任はありますが、範囲外の帰宅途中のけがについては指導者の法的責任はないと言えます。

しかし、例外的に法的責任を負う場合もあります。例えば台風・雷雨・大雪・地震など小学生の帰宅校時に危険が予測される時には、指導者は親に連絡を取ったり、小学生に自転車を使わせないなど安全に配慮して、間違いなく帰宅できるような事故防止対策をなす義務が生じます。

なぜなら、練習外といってもスポーツ活動の開始前と終了後は本来の行為と法律的に「密接不可分の関係」にあると言えるからです。責任の有無の分かれ目は、スポーツ指導者が危険を「予測」し、かつ「回避」が可能であったか、否か、となります。

参考判例

に教育長通達を発しなかったが、その不作為に過失はない」と認定しました。

②東京地裁（昭和57・6・15判例時報1054111）はスクールゾーン規制中の道路で、横断中の小学1年生の児童が、清掃車にはねられ死亡した交通事故で、校長の法的責任はない、と判断しました。「清掃車はスクールゾーンに違法に侵入し、交通事故は運転手の前方不注意の過失で生じたもので、学童擁護員が休暇だったが、校長には違法侵入を監視する交通整理を警察官に依頼すべきとの安全配慮義務はない」と認定したのです。

参考判例から言えることは、スポーツ指導契約の範囲内と異なり、練習外のスポーツ活動の開始前と終了後は天変地異や第三者の不法行為が原因となることが多く、特別の場合以外はその危険を予測し、回避措置をとることは困難だということです。

①名古屋地裁（昭和61・10・23判例時報1234110）は大雨、洪水注意報の発令された日に小学5年生が下校中、側溝に足を滑らせ溺死した事故で、「通学路には特別の危険はなく、気象の専門家でない教育長が、当時付近に大雨注意報が発令されると予測できず

法律相談



プールで子どもが死亡。 引率者、施設管理者の責任は？

子ども会活動のひとつとして、室内プールに遊びに行きました。その際に小学校低学年の男児が溺れてしまい、すぐに救命措置をしましたが、残念ながら亡くなりました。この場合、引率者、施設管理者には責任がありますか？



危険な
水の事故

プールや海・

川での小さな子

どもの水の事故は死に至る危険が高く、引率者および施設管理者には子どもが溺れないよう監視し保護するために万全を期する高度の「安全配慮義務」が要請されます。

もちろん過失責任は注意義務違反ですから、安全配慮義務の具体的内容が重要です。引率者および施設管理者は子どもの動静に注視し、溺れないための「予見可能性」と適切な救命措置など事故の「回避可能性」から安全配慮について注意義務を尽くしたか、否かが問われるのです。

●子ども会の事故判例

次の判例は、昭和51年8月、三重県津市の子ども会育成会員11名が児童36名を引率した溪谷ハイキングで、小学生3年の男子児童1名が川で水死した事件です。一審判決は、被告人をハイキング引率の最高責任者と判断し、安全配慮

義務として「川遊びには安全な場所を選定し、児童に危険箇所を周知徹底させ、他の引率者に適切な監視を依頼し、自ら十分監視する注意義務があり」それを怠った過失ありと有罪にしました。しかし、名古屋高裁判決昭和59年2月28日（判例時報1114—3）は、子ども会ボランティア指導者に対する過失致死罪につき、被告人は総括的引率者ではなく育成会長に次ぐ地位にすぎないとして、原判決を破棄し逆転無罪を言い渡しました。

●水泳授業中の事故

松山地裁平成11年8月27日判決（判例時報1729—62）は、学校プールでの逆飛び込みで、小学6年の女子児童が水深1・1mのプール底に頭部を打ち頸髄損傷を負った事件で、指導教師の責任を認めました。裁判官は「水泳の授業が直接児童の生命・身体に対する危険を包含していること、特に小学6年生という危険に対する判断能力の未熟な低年齢の児童を

指導していることに鑑み、やや開放的になる児童の心理状態をも考慮し、クラス全体の児童の動静を絶えず確認し、安全確保のために十分な配慮を行うことが要請されている」と判決しました。

児童の判断能力や心理にも配慮した万全の監視が重要です。

●施設管理者の責任

奈良地裁平成11年8月20日判決（判例時報1729—62）は、スイミングスクールの成人の受講生が、設置された飛込台からの逆飛び込みで、水深1・2mのプール底に頭部を打ち頸髄損傷を負った事件で、受講生の行動は異常ではなく、プールの水深は成人が使用するには浅すぎて、事故が起る可能性を有する室内プールであり、民法717条1項の土地の工作物の設置または保存に瑕疵（かし）があると施設管理者の責任を認めました。

プールの構造上飛び込みを伴う競泳を行うプールとして、通常の安全性を欠くものと判断されたのです。